

平成29年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会 (開議) 平成29年 3月 10日 (木) 9時30分 宣告

1.出席議員

1番	西尾	幸太郎	6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重
2番	池田	賢治	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	14番	池田	信博
4番	石橋	雄一	10番	石田	茂春	15番	福田	晃
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一	16番	安部	和子

1.欠席議員

8番 小野昌士

1.地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	定住対策課長	鳥井	登
副町長	大庭	孝久	農林水産課長	佐々木	千明
教育長	村尾	秀信	上下水道課長	田中	秀喜
総務課長	八幡	哲	建設課長	山崎	龍一
会計管理者	池田	賢一	大規模事業課長	河北	尚夫
企画財政課長	渡部	誠	総務学校教育課長	池田	茂良
税務課長	藤木	正英	生涯学習課長	中林	眞
町民課長	名越	玲子	布施支所長	大上	一郎
福祉課長	長田	栄	五箇支所長補佐	金坂	賢一
保健課長	平田	芳春	都万支所長	春木	茂正
環境課長	藤川	芳人	企画財政課長補佐	石田	寛弥
観光課長	吉田	隆	総務課長補佐	野津	千秋

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一

事務局長補佐 田中順子

議事の経過

○議長（高宮陽一）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は一題一答による分割方法と、一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を含め60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものでありますので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位についてはよろしくお願いをいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、9番：齋藤昭一 議員

○9番（齋藤昭一）

それでは、表題としては「隠岐ユネスコ世界ジオパーク資料展示場について」ということで質問いたします。

学校授業小・中学生の展示場見学会において自然館員の詳細説明を受け、興味を抱き、その後、個人的に度々訪れる子どもが増えてきているということは、うれしい現象であります。時折、珍しいものとして拾ってきた石や、虫、花などの持ち込みがあるそうで、自然館で学んだことがきっかけとなり、隠岐の自然に興味を持ったことの証であろうと思われま

魂百まで」の諺のとおりでございますが、子どもの時のこうした行動は、大きくなっても持ち続けるものでございます。経験してきた私たち大人には説明がつきます。

私など幼い時には山や海で多くの遊びを覚えました。遊びの中で育んだ多くの友が今も友人でございます。天気の良い休みの日に家にいたら「こらあ遊びに行かんか。」と怒られたものです。このような環境で育った子どもは、いったん隠岐を離れてもやがて、都会の喧騒けんそうから逃れ、思い出多い故郷に帰ってくると信じています。私はその中の一人です。

教室の中で本を読み、聞いて学ぶことも大切でございます。自然の中で体を使うことの方が脳に焼き付いてはなれない、忘れない、「百聞は一見に如かず」と言いませんか。

子どもに「将来は隠岐に帰って来てよ」と言っても魅力がない育て方をしている限りは無理です。黙っていても帰ってきたくなるような環境を整備することが重要と考えます。

平成20年隠岐ジオパークを提唱した際の要件で、一つには、「ゆっくりではあるが、隠岐観光事業の柱になるはずだ。」二つ目には、「隠岐の自然を知ることによって学校教育や大学などの研究教育に役立つはずだ。」と申し上げましたが、覚えておられますでしょうか。

「隠岐自然館」は事業として儲けることが主目的ではなく、「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」を多くの人に知ってもらいたい。いわゆるアンテナ館として設立されたものと思っております。学校からの見学会は無料ですが、再度訪れる子どもからは入館料を取っております。興味を持ち学習しようとしていますが、この入館料は子どもにとっては大金です。

大切な研究心を阻害していませんか。見学会の後に生じる現象までちゃんとフォローすべきではないでしょうか。子どもの潜在能力を引き出すのが教育の原点ではないでしょうか。それを手助けするのが学校教育で教育委員会ではありませんか。

隠岐の島町長の3つの理念の中に、「隠岐の未来を担う子どもたちの教育環境の整備」を唱えておられます。「隠岐の島が好き」は「隠岐に帰りたい」につながるはずで。

そこで町長にお伺いします。子どもの教育という面で、隠岐の子どもの来館者には無料にしたい。このことは教育長とて理解してもらえると推察します。

ご答弁をお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、齋藤昭一議員のご質問にお答えいたします。

「隠岐世界ユネスコジオパーク資料展示場」についてであります。隠岐自然館は県内外の人々との交流促進により町の活性化を図ることを目的として、平成7年に開設以来、隠岐諸島が隠岐ユネスコ世界ジオパークに認定されたこと及び多くの旅行者が出入りする西郷港周辺と

いう立地条件により、近年ジオパークに関する展示施設としての重要性が高まっています。

この施設は、過去からたくさんの研究者たちが大変な苦労と努力を重ねながら収集された貴重な資料が展示・保管されており、そのひとつひとつが大変価値の高いものでありますので、入館料を納めていただき、しっかり学習していただく価値は大いにあることを、まずご理解いただきたいと存じます。

隠岐自然館を始め、町が保有する施設に設定されている使用料の本来の目的は、特定の町民の皆さんが利益を受ける行政サービスについて、受益者と非受益者の負担の「公平性」「公正性」を確保することにあります。

現在、開催日を限定したイベント当日や、年間を通して学校等で学習に来られる際には、無料にて入館いただいていることはご承知のとおりです。こうした措置は県内外の類似施設の運営の事例と比較しても受益者にとっては非常に有利であり、現状におきましても利用していただきやすい環境と考えているところでございます。

しかしながら、未来を担う子どもたちに更に興味を持っていただき、郷土愛を育むことは、本町の大きな目標の一つであることは言うまでもありません。議員のご意見は十分に理解できますので、受益者・非受益者負担の公平性や公共性、経営状況を鑑み、また、本町が運営する隠岐郷土館、五箇創生館、佐々木家住宅などの類似文化施設との整合性も図りながら、先の「子ども議会」でもお答えいたしておりますが、義務教育以下の子どもたちの入館料のあり方について検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○9番（ 齋 藤 昭 一 ）

大変ありがたいご答弁でありました。

例えば、糸魚川のフオッサマグナミュージアムの利用料金は大人 500 円、高校生以下無料でございます。また、室戸については高校生以下 150 円を取っておられますけども、ここは歩きが専門でして外歩き、ガイド付きの料金が発生しております。展示場というよりも、実際に外を歩いて見るというのが主でないかと。私も行ったことがないので分かりませんが、その辺のことがあるかなと思っております。

隠岐の自然館の年間の入館者を調べて見ましたら、年度であるからこれを年におさえて 27 年 1 月から 12 月までのプラスをしてみますと総数が 5,956 名だそうです。そのうち小・中学生が 607 名、そのうち、島内の子どもが 88 名これは無料ですね。西郷小学校、都万小、北小等が入っているようです。607 名の中には団体で入ってくる人もいますので、それらの子どもたちを全部プラスマイナスいろいろやってみますと、残りは 357 という数字が出てくる、それに 150

円掛けたら 53,550 円になる。この 607 についても 91,050 円、10 万円を切るような数字になります。

言ってみれば、年間の入場料金 10 万円少々に目をつぶっていただければ、この場合ですけども、他の所は分かりませんがいいなあと、ありがたいなというふうに思うのです。五箇の郷土館や創生館等もあるんですが、これは入場料の設定があるのですが、なかなかうまくいってないような感じで言うておられましたね。

私たちの小さい時には、山で杉てっぽうを作ったり、ターザンごっこやチャンバラや海や川で何回溺れたことか。自然の中の自然の良さ、怖さを身をもって学習してきましたが、現代の子どもたちは諸々の制約があって、いわゆる“やんちゃ”ができなくなっている。

時代とはいえ、上品の研究につながる遊びの中でこういう自由な学習をさせてやりたいではないかと考えまして、ご提案をいたしました。

今のご答弁の中で、「義務教育以下の子どもたちの入館料のあり方について検討も進めてまいります。」ということでございますので、「検討」というのはなかなかややこしい言葉なんです。是非、実現していただきたい検討の範囲というか、その辺の気持ちをもう一度お尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ご案内のように入場者数については概ね年間5,000名、そして小・中学生につきましては大体10%から15%というふうに把握しております。

議員仰せのとおり、子どもたちの未来のため義務教育についての、対象者についての検討をいたしますと申し上げましたが、一点だけ類似施設との違いといったこともきちんと整理したなかで、「検討」という言葉につきましては前向きに行っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○9番（齋藤 昭一）

これは学校教育ということにもつながっていきますので、ひとつ、教育長も後押しの方をよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（高宮 陽一）

次に、6番：平田文夫 議員

○6番（平田 文夫）

東京の小池知事が「都民ファースト」を掲げて全国を震撼しております。町長は住民の皆さんに「三つのよかった」を掲げて“まちづくり”に取り組もうとしておりますけども、それが隠

岐の島住民の“ファースト”になることを切に願っております。通告しております「地方創生について」お伺いします。

地方創生は2014年11月21日、まち・ひと・しごと創生法の改正地域再生法が成立し、2014年度の補正予算では「地方創生先行型交付金」「地域消費喚起・生活支援型交付金」として、それぞれ1,700億円、そして2,500億円が配分され、前者は観光振興や産業振興、人材育成・確保などの事業に、後者はプレミアム付き商品券や、ふるさと名物商品・旅行券、多子世帯等支援策などに本町も“まちづくり”に充当いたしました。

町長は行財政改革自治体の努力の差が結果に現れるのが、地方創生の取組みだと言われております。

これまでの自治体の格付けは「人口」と「財政」これは予算規模が主要項目でありましたが、これからは、職員の経営能力、政策立案・実行・リスク管理・コスト削減が問われる時代となりつつあり、身近な例として数年前の「構造改革特区」があります。このような制度は、今後、必ず本流となると思います。

このことから、自治体の努力の差が結果に現れ、経営力のない自治体は、「魅力の無い自治体」となるだけでなく、「住民を幸せにできない自治体」と言われております。「行財政改革」は「経営能力の高い自治体」になるための手段であります。

高い経営能力を持つ自治体は、単にダイエット・経費節減ではなく、シェイプアップこれは発展につながるような、必要な分野にはヒトもカネも入れることであり、組織の運営においては、計画策定→実施→検証→見直しのPDCAサイクルに基づき、自らの行政運営の現状を認識し、不断の点検・評価を行う必要が求められております。住民代表・有識者・職員等で構成する組織を確立し、取組み状況を毎年度点検・検証し、必要に応じて総合戦略の改定の提言を求め、また、議会にも総合戦略の成果について検証を求め協力を仰ぎながら、「オール隠岐の島町体制」で目標の達成を目指すべきと思われます。

そのためには、住民満足度を高める・住民への説明責任を明確にする、そして職員の意識改革を図ることによって、行政コストの削減、成果重視の行政サービスの確立が求められます。

そこで、町長にお伺いいたします。

地方創生の職員の経営能力をいかに養うか。2つ目は、地方創生の毎年度点検・検証を「オール隠岐の島町」で取組むべきではないか。3つ目は、職員の意識改革の取組みについて、町長にお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、平田文夫議員のご質問にお答えします。

まず、分割質問一点目の「地方創生の取組みについて」のご質問にお答えいたします。

最初に「地方創生の職員の経営能力をいかに養うかについて」であります。議員ご指摘のとおり、高い経営能力を持つ自治体を目指すことにつきましては、私も同感でございます。常々私は、一つ目にもっと地域に出かけて町民の皆さまと話をすること、二つ目に地域の現状を把握し問題点を見つけ、それを解決するためにはどうすればいいのか、そのための企画能力を身につけること、そして三つ目に節減のための行革ではなく、メリハリのある行革に心がけること、この三点を職員に指示しております。新年度の挨拶でも職員にこの旨お願いを申し上げました。「組織は人なり」という言葉を十分に噛み締めながら、地方創生の時代を切り開く、職員の育成に努めてまいります。

次に、「地方創生の毎年度点検・検証を『オール隠岐の島町』で取組むべきについて」であります。隠岐の島町総合戦略につきましては、町民の皆さま、議会議員の皆さまのお力添えを賜りながら「産・官・学・民」合同のプロジェクトチームにより策定いたしましたことは、議員ご承知のとおりでございます。

この計画の主旨に基づき、予算編成において、地方創生関連事業を重点事業として計上しているところでございます。

取組状況の点検・評価につきましては、議員仰せのとおり住民代表・有識者・職員等で構成した組織において実施し、議員各位にもご協力いただきますよう、検討しているところでございます。

実質的な検証対象は、平成28年度に重点事業として実施したものからとなりますので、対象事業の年度末進捗状況を確認した後、検証作業に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、「職員の意識改革の取組みについて」であります。職員には、町民が主体となる“まちづくり”を進めるよう指示をしております。平成28年度より取り組んでおります人事評価制度を活かし、マネジメント能力の向上と住民サービスの向上を目指します。

また、“まちづくり”のキーマンとなるよう、職員に必要な知識と技能を身につけさせるための研修に積極的に参加させたいと考えております。そして町民の皆さまの顔を見て、常に公平であり、思いやりのある、温かみのある職員としての取組みを徹底できるよう意識改革に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

〇6番（平田文夫）

再質問をさせていただきたいと思います。

確かに、職員も地域の住民であります。そのことはご承知のとおりと思っておりますけども、そこを更なる取組みを求めていかなければならない。ということは、地域へ帰ったら地域の問題を語り合い、考え、解決に努力する人間になることが望まれております。協働性、ひいては豊かな人間性やコミュニケーション能力を要求されており、従来から論じられてきているプロフェッションとしての自治体職員でなければならない。

それには、専門性と創造性と柔軟性が求められる。その視点から考えたときに、町長はどのように思っておられるのかお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

議員仰せのとおり、職員も地域の一住民であることは間違いありませんし、地域の中で創造性、柔軟性を育むことも必要かと思っております。28年度まで実施をしておりました地域担当職員制度、この設立の趣旨は役場担当者が地域に出かけて、地域の皆さん方と一緒に地域のことを考えるパイプ役となる、想像力・企画能力を発揮するという視点で設置してまいりましたが、またそこにひとつ、プラス役場職員が各地域を知ることひとつの学習として制度を設けてまいっておりましたが、29年度より改革をさせていただきたい。と言いますのは、今議員に仰せのやはり地域に住む職員を地域に張り付けたい、そして地域の人と一緒に我が町・我が地域をどうするかという視点で考えていただきたい。

ただ、全ての地域に役場職員がおりませんので、各旧町村単位なり各地区単位等での配置はございますが、まず第一点、そのところから職員の意識改革を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○6番（平田 文夫）

再々質問を行います。

合併して10年を経過した今、これまでの延長ではなく、まず危機意識を持たなければならない。そして、隠岐の島町の新たな行政経営を図るためには努力、まい進しなければならない、だけどその姿が一向に見えない。そのことに対して町長はどのように考えているのか、お聞きしたい。

○番外（町長 池田 高世偉）

職員の意識という点につきましては、我々職員・課長一緒になって取組んでまいりたいと思っておりますし、課長会の方で先般も協議いたしました。もう少し踏み込んで協議ができるような課長会にしたい。協議事項は協議事項として話すべきだという意見も出ておまして、

課長会の方が少しずつ活性化しておりますので、そのステージにこういった部分も挙げていきたいと思っております。

危機意識という点で申し上げますと、最初にお答えいたしました但し節減のための行革ではなく、メリハリのある行革に心がける、やはり合併10年でどうしても財源的な部分で、職員は節減という部分を中心にやってきた、まず行革ありきということでやってきた。その結果が現在のような状態で少し良くなっておるんですが、やはり、ここはもう一度職員が自ら企画をする、行革だからと言って、住民の皆さまに必要な事業はやはり積極的に取組むという姿勢で向かうようにしていただきたいという意味も含めて、“メリハリのある行革”ということでお答えをさせていただきます。職員と一緒にまい進してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○6番（平田文夫）

一番遅れているのは、今ICTが進化して情報が乱れ飛んでいるわけですよ。だけどその情報収集能力欠けた点が大変多い。要するに住民の皆さんのために何をするか、しっかりした情報を収集してそれを政策に変えて一丸となって住民サービスに努める、そういうふうなことが欠けていると思いますが、町長はどう考えているのかお伺いしたい。

○番外（町長池田高世偉）

情報収集能力、大変痛いところでございます、我が町、私も含めて職員に不足している点、もっとプラスにしていかなければならない点がこの情報収集能力、ともう一点情報を発信すること、これがまだまだ不足していると私も考えているところでございます。

やはり、これは一人ひとりの職員がそういう自覚を持って、常にどういった国の制度があるのか、県の制度があるのか、また県の職員たちとどんなお付き合いをするか、情報収集のための努力、また住民のお考え、これは最初に申し上げましたように、職員にできるだけ地域に出かけて皆さんとできるだけ話をさせていただきたいという思いにつながりますが、情報収集・情報発信について今後も努力をしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○6番（平田文夫）

それでは、二点目の町長の条例制定の考え方についてお伺いいたします。

条例とは法律に基づき各地方公共団体が出す決まりごとを指しております。各都道府県や市区町村で大きく異なり、法律を基に地域に合った決まりに変えて、より地域密着度の高い決まりごとを作ることを目的としております。

このことは、質問に先立ちお断りしておきますが、先の議決された事案に対して異論を唱え

ることは一切ございませんので。

直近の、「隠岐の島町空家等対策協議会設置条例」を例といたします。

空家対策特措法の成立は、平成26年11月19日第187回臨時国会で可決成立し、27日公布されました。

目的は、一つは地域住民の生命・健康・財産の保全、二つ目は地域住民の生活環境の保全、三つ目は空家等の活用の促進であります。取組みにあたっては、平成27年2月26日付けで総務省・国土交通省告示第1号指針で示されております。

重要な箇所を抜粋いたしますと、市町村内の関係部局による連携体制、空家等がもたらす問題を解消するには、防災、衛生、景観等多岐にわたって政策課題に横断的に応える必要があることから、市町村においては、それら政策課題に対応する建築・住宅・景観・まちづくり部局、税務部局、法務部局、消防部局、防災・危機管理部局、環境部局、水道部局、商工部局、市民部局、財政部局等の関係内部部局が連携して空家等対策に対応できる体制の構築を推進することが望ましいとしております。

特に協議会における組織については、協議会における協議の過程で空家等の所有者等の氏名・住所などの情報が外部に漏えいすることのないよう、協議会の構成員は当該情報の取扱いについては細心の注意を払う必要があることを示してしております。元々今回の条例は、私人対私人の利害関係であったものが社会公共の問題であると認識されて、その解決を行政の許認可にかからしめることによって行政が前面に出ることになり、行政対私人の関係へと法関係を転換させるところにあります。経済領域の中から公共サービスを取り出して行政対私人の法関係を創り出すのも同様であることから、行政法は、私人が行政に対して理解を深める手続きが求められております。行政が私人に対して行政処分を発動することができるというように行政手続を制度化するところに意義があることから、特に、配慮が求められます。

しかし、今回は、庁舎内の取組む準備会、会の開催・検討・結果、町の空家住宅等対策計画の策定案が示されず、又、住民の皆さんに説明を果たした形跡も見られず、指針をも踏襲しない取組みは本町の将来に禍根を残します。説明者は、上位法とか申しておりましたが、国は憲法、町は条例を以って成しております。地方創生の目的は、職員の意識改革・行政経営能力であります。以上を踏まえて、町長はどのように考えているのかお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

分割質問二点目の「条例の見直し検討」についてであります。議員仰せのとおり、条例は憲法第94条、地方自治法第14条、第16条などに基づき、町が法令の範囲内で議会の議決によ

り制定する自治立法でございます。町が義務を課し、または権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないとされています。

その条例の議案審議におきましては、趣旨や内容そして関係法令等につきまして、ご理解・ご賛同いただけるよう丁寧な説明に心がけたいと考えております。そしてその条例を制定することにより、町民の皆様の福祉の向上と地域の実情に応じた行財政運営の実現に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○6番（平田文夫）

地方自治法第14条を述べられましたが、第14条第1項に、「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し条例を制定することができる。」とあります。そして第2項に、「普通公共団体は、義務を侵し、または権利を制限するには、法令に特別の定めがあるものを除くほか、条例によらなければならない。」第3項に「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮100万円以下の罰金、拘留、科料、若しくは没収の刑、又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」、そして地方自治法の第15条に規則を制定できると、そこにしっかりと謳われております。

そういうことからして、住民のための条例であるべきものが、住民に対して説明なくして、ましてや計画も示されず、そのようなことがあって条例を持ち出すこと自体が私はおかしいと思います。町長はどのように考えているのかお伺いいたします。

○番外（町長 池田高世偉）

議員のおっしゃる、「住民に説明して条例を制定すべきではなかったか。」というご意見というふうにとめておりますが、そういう手法もでございます。

今回、私ども条例制定をいたしまして、先に申し上げましたように住民の皆様方にはご理解とご賛同をいただけるように、丁寧な説明に心がけ実施したいと思っております。よろしくお願いたします。

○6番（平田文夫）

町長、国には改革本部があって大きな事業に対しては、例えばキャッシュフローとか、要するにそういうフローを示すわけですよ。だから、そういうふうなことも踏まえて、要するに職員の意識を変えるんだというなら、そういうものも示して事業の歩み分かるようなことがあってほしいと思うんです。そこら辺のこと、いろんな事業計画をつくるのにあたっては、まず最初に、フローというものを示してしっかりと取組んでいくということが求められていると思

いますが、町長の考えをお聞きしたい。

○番外（町長 池田 高世偉）

事業計画のフローということでございますが、条例を制定した後に補助事業に取り組むわけ
ございまして、補助申請に向かうわけですので、その時点で住民の皆さまの説明、その時点
のフローを策定して丁寧なご説明に伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○6番（平田 文夫）

フローというのは、計画を策定するのに、“こういう順序でやります”ということを示すわけ
です。大きな事業では特に計画に基づいて、そういうふうなことが今求められているから私は
聞いた。条例をつくって云々ではないわけですよ、取り組む段階において皆さんが見て納得でき
るそういうフローを昨今では示すということが求められている。

だから、今後はどういうふうなことで取り組んでいくのですか、お伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

フローにつきましては十分理解しておりますし、現在も補助事業に向かう、あるいは事業計
画策定については各担当部署でフローを策定して、例えばスケジュールも含めて実施している
ところでございます。

一例でございますが、今回の「有人国境離島新法」におきましても法律でありき、そして先
に条例をつくって、その後に事業が確定していないなかで、先に制定がされた後に“こうい
った事業を”というふうに取り組んでまいっているところでございますので、一概に条例は関係な
いと言いますがそういったものが先だからということではなくて、議員仰せのフローについては
しっかりとして示すように努力はしていきたいと思っております。

○6番（平田 文夫）

私が冒頭に述べた、小池さんが“ファースト”を掲げた、そのことは住民が主役だというこ
とを掲げているわけでしょう。そういうふうなことで、今まさに「転換期」にきているわけ
ですよ。そのことを、しっかりと住民の皆さんに説明して理解を得て取り組んでいくということが、
今の全国的な傾向になってきているわけですから。

だから、意識を変えて今後新たな取り組み方については、要するに住民の皆さん「分かる」と
「判断できる」という説明をしながら、また示しながら、今後“まちづくり”に取り組んでい
くということがまさに求められているわけです。だから、過去のことは過去のこと、これからは
住民の皆さんが主役であるんだという意識をしっかりと皆さんがもって、自らの姿勢を正してそ
ういうふうなことに取り組んでいくことが臨まれると思うが、そこら辺のこと町長お伺いしたい。

○番外（町長 池田 高世偉）

ご意見を賜りました点について、皆で課長以下共有して今後に向けて取組んでまいりたいと思っております。

住民主導というのは、“まちづくり”の精神でもありますし、我々も住民の皆様のための行政をとというふうに考えておりますので、今後更に協議を重ねながら取組んでまいります。よろしくをお願いします。

○6番（平田 文夫）

住民の皆さんはできることは自らやるわけですよ、できないことを、税を納めて行政にやってもらっているわけです。そういうことをしっかりと胸に刻んで今後“まちづくり”に努めてほしいと思います。これで終わります。

○議長（高宮 陽一）

以上で、平田文夫 議員の一般質問を終わります。

次に、12番：米澤壽重 議員

○12番（米澤 壽重）

それでは、通告どおり「観光振興について」質問いたします。

本町における観光は慢性的な観光入島客数の減少や、観光を取り巻く諸情勢の変化により依然として低迷傾向にあり、先行きの見えない状況が続いています。

このような厳しい状況の中、将来的な発展を狙いに新たな視点から「第2次隠岐の島町観光振興計画」を策定したところであります。この度の観光振興計画で最も注目されるのは従来の計画書には明記されなかった数的データの根拠にも基づく具体的な目標値を掲げ、事業達成期間や実施主体を明確にし、目標達成を目指す取組みであります。

このような数値目標を掲げる試みは停滞気味の取組みに一石を投じ、観光振興に弾みがつくものと期待されます。これを契機といたしまして、かけがえのない風光明媚な自然景観や先人たちから受け継いだ貴重な文化遺産などの地域資源を生かした取組みに、より一層力を注いでいかなければなりません。

今回の一般質問は閉塞感の強まっている現状の隠岐観光を良い方向に打開していくためには今どのような方策を持って望めばよいのか、提言を交えながら質問を進めてまいります。

一点目ですが、外国人観光客の誘致について質問いたします。政府発表によりますと、2016年に日本を訪れた外国人旅行者は推計で前年比増の2,403万9,000人となっています。政府は2020年には4,000万人の目標を掲げ、官民が一体となって様々な対策に力を注いでいるところ

であります。

一方、島根県では2016年1月から6月の外国人延べ宿泊者数は前年同期比66%増の2万8,400人となっており、やっと秋田県を越し全国46位となりました。また、本町は2015年の外国人宿泊者数は県下18市町村中、第6位の395人となっており、前年実績の111人と比べ大幅に増えています。

ところで、環境省は2016年に全国16国立公園から日光・伊勢志摩・大山隠岐など8箇所をモデル地域に選定し外国人観光客の受け入れ整備を促しているところであります。

また、この度公益財団法人日本離島センターが「しま山100選」に本町では大満寺山と高田山が選ばれ、新しい島の魅力発見が大いに期待されています。観光政策に詳しい専門家によれば、「日本の最大の観光資源は自然である」というふうに述べています。この度の「モデル地域選定」と「しま山100選定」は本町が進めなければならない外国人観光客誘致に向けた取組みの追い風となります。

そこで、町長にお伺いいたします。観光案内や道路標識の多国語表記、お店・施設のクレジットカード決済やメニューの外国語表記など受け入れ環境の整備が急がれますが、どのように考えておられるかお伺いいたします。

2つ目ですが、観光協会を始め隠岐汽船・タクシー会社などの交通機関、病院など公共機関の対応力の向上は避けて通れない課題となっていると考えますが、このような課題にどのような方策を持って望むのかお伺いいたします。3つ目ですが、松江市・出雲市・境港市など環日本海地域と連携を密にした観光コース・周遊コースなどの観光商品の共同開発は早急に進めなければならない喫緊の課題となっています。特に外国人観光客誘致に力を注いでいる境港市との観光ツアーなどの共同商品開発は是非とも進めるべきと考えますが、町長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

二点目は、滞在型旅行商品の開発について質問いたします。4月より施行される「有人国境離島特別措置法」においても、特定有人国境離島地域の地域社会維持対策として、滞在型旅行商品の開発を支援するとしています。これを好機とし、本町のかげがえのない自然環境や貴重な文化遺産を十分生かした新たな観光商品の開発を急がなければなりません。この滞在型旅行商品についてはどのように考えておられるか、お伺いいたします。

三点目は、永年の懸案事項となっている地元産食材によるもてなしと地元産観光みやげ商品の開発について質問いたします。今までも再三にわたり指摘されている水産物を始め新鮮な食材をふんだんに使った食のもてなしが未だ実現されず、改善の兆しも見えない最悪の状況が続

いています。観光みやげも同様に島外で作られた商品が「隠岐みやげ」として平然と店頭に並べられています。観光地の条件として欠かすことのできない食のもてなしと、島民自らの手によるみやげもの作りについてどのように考えておられるかお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、米澤壽重議員の「観光振興について」のご質問にお答えします。

一点目の外国人観光客の誘致についてのご質問であります。まず、外国語表記など受け入れ環境の整備につきましては、観光案内板や道路標識は、島内の観光スポットへのサインを中心に年次計画を持ち整備を図っております。その際、英語の他、中国語、韓国語などの多国語表記の必要性も議論されましたが、良かれと思って並べた多言語の表記がかえって見えづらくなることや、予想以上に英語がポピュラーであり、理解を得やすいことが分かったため、来島された外国人観光客のご意見を参考に、基本的には英語を中心としたもので作成するように進めております。

また、クレジットカードの決済につきましては、隠岐汽船株式会社はもとより、町内スーパーやガソリンスタンドでも使用可能な店舗が増えてきており、更にクレジット端末の設置を進めるため、町の支援策について現在検討を進めております。

メニューの表記につきましては、飲食店や宿泊所での「英語メニュー」や会話の代わりとなる「指さしシート」の普及も図り、特に英語メニューの対応をしている店舗には隠岐諸島共通のデザインによるステッカーを掲示するなどの活動を行っております。

次に、「交通機関・公共機関等の対応力向上の方策について」でございますが、隠岐汽船やタクシー会社につきましては、英語表記に併せタブレット端末を使った会話にも取り組んでおります。また、隠岐の島町観光協会では新年度より英会話が可能な地域おこし協力隊員を採用するなど、少しずつではありますが受け入れ態勢が整備されているところであります。

次に、「環日本海地域との観光商品の共同開発について」でございますが、現在、松江・境港・隠岐観光振興協議会による広域連携事業といたしまして、近年人気が高まるサイクリング事業について、広域的なマップ作成とそれぞれの地域を結んだ周遊コースの設定を検討しており、雄大な自然を愛する欧米を中心とした外国人観光客の誘致には有効な手段であると考えております。

また、境港市との連携におきましては、「ゲゲゲのスタンプラリー」といったJR西日本との共同企画を始め、「香港ジオパーク」との連携強化による、米子鬼太郎空港の米子ー香港便を使った誘致計画も始まったところであります。更には境港に入港する豪華客船の外国人観光客を

ターゲットにした隠岐へのオプションツアーも検討を進めたいと考えております。

二点目の滞在型旅行商品の開発についてのご質問にお答えします。

ご指摘の、有人国境離島地域社会維持推進交付金による滞在型観光促進事業として、本町が有する貴重な大自然と特異な伝統文化等を活かし、来島者の満足度を高め、滞在期間の延長につながるような事業を展開してまいります。

具体的には、昨年の試走会を踏まえ、「隠岐アースライドサイクリング事業」として、サイクリングが気軽に楽しめる環境づくりに取組む一方、秋にはサイクリング大会を実施し、本町の誇る雄大なコースを国内外に情報発信いたします。また、町内事業者のアイデアを活用した着地型観光メニューの造成事業、伝統芸能を活用した西郷港周辺活性化事業の他、隠岐4町村の観光協会が体験メニュー等の予約状況をオンラインで共有し、合理的かつ、スムーズにお客様をご案内できるためのWeb予約システムの構築化事業に着手したいと考えております。

三点目の地元産食材によるもてなしと、島民の手による土産物作りの改善策についてのご質問にお答えします。

地元産品を活かした土産品の開発につきましては、ご指摘のとおり、水産物の流通の問題を始め、思うように改善できない諸問題が未だ残っていることは十分理解しております。しかしながら、現在「あんき市場」では、地元産品にこだわった食材を使用し、その売り上げを年々伸ばしております。また、商工会、町内の飲食店及び宿泊施設が立ち上げた協議会が、「貝の王国事業」により、新たなメニュー開発や提供体制の確立に取り組んでいるところでございます。

さらに、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会では、持続可能な地域経済の活性化と来島者の満足度及び認知度の向上を目的に、ジオパークとの関連を感じる隠岐らしい商品やパッケージの開発を助成する制度を作り、現在、募集活動を行っているところでございます。

このように、少しずつではありますが、交流人口拡大による経済効果を高めていくための取り組みを強化してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○12番（米澤壽重）

それでは、再質問を行います。

一点目の外国人観光客の誘致の質問に対しまして、「環日本海地域と連携を密にして観光商品の共同開発を進めていく。」と言う答弁がございましたが、また町長は「米子—香港便を使った誘致計画これも既に始まっており、また境港に入港する豪華客船の外国人観光客をターゲットにしたオプションツアーを検討中である。」と答えておりますが、これはちょっとさかのぼりますが、平成21年8月に本町におきまして松江市・境港市・隠岐の島町4か町村の市町村長が

出席し「松江・境港・隠岐観光振興協議会」が開催されました。この協議会の設立には、広域観光商品の造成をねらいとしておりまして、旅行業者を対象にしたモニターツアーなどの実施を始めております。

しかし、その後はこの広域観光の推進はほとんど鳴りを潜めた状況が続いておりまして、もう一度この「松江・境港・隠岐観光振興協議会」を見直して、この協議会を柱にいたしまして広域観光にもっと積極的に取り組むべきだと考えますが、その答弁をお願いします。

もう一点、滞在型旅行商品の開発について、この質問に対して町長は「着地型観光メニューの造成事業、あるいは西郷港周辺の活性化事業に着手したい。」とこのように述べておられます。ご承知のとおり、今の観光は従来の「物見雄山観光」から地域の持つ資源を十分に活用した「体験」あるいは「交流型観光」に様変わりしているというのが現状です。

もっと本町の持つ、地域特性を十分に活かしたツアー商品の開発などが急がれます。ちょっと具体的な例を挙げますが、例えば「都人の配流の地を訪ねる旅」、例を挙げると「船親王」とか「石川の永年」これは今津です。「唐橋中将」これは雨来です。「柿本躬都良」これは五箇の南方ですが、こういった一つの商品を考えていくという。それともう一つは「名神大社まわりの旅」、水若酢神社、伊勢命神社、島前では宇受賀命神社、由良比女神社があります。神々の国の出雲の国でも名神大社は二社しかないのです。出雲大社と熊野大社です。隠岐には四社ある、今でもこれは不思議と言われております。また、「後醍醐天皇脱出の道」、これは国分寺から立木までの経路を訪ねるような商品、これはあくまでも一つの例ではありますが、他にもっと埋もれた魅力的な題材があると思われれます。

この新たな商品開発に町としても急ぐべきと考えますが、町長の答弁をお願いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

まず、第一点の「松江・境港・隠岐観光振興協議会」の状況ですが、現在も広域連携で事業を展開しております。その一つがサイクリング事業を松江・境港・隠岐でやっというふうなことで、各地域の特色を捉えた広域的なマップを作成して、一例ですが周遊コースを設定してというふうな今年度はそういった事業に取り組むということでして、現在も3市町長が集まって検討を行っております。

この協議会につきましては、今後も引き続き広域的な連携を図り、商品の造成を図っていきたいと考えております。

二点目の滞在型観光促進事業のツアーの企画ですが、現在、この有人国境離島新法によりまして「滞在型観光促進」につきましては支援があるという前段で、国指導でJTBほか大学の先

生方を含めた研究団が隠岐島にも訪れておりまして、各宿泊施設、あるいは地域の資源等を回って検証していただいております。これらの結果が出次第、そういったツアーの企画の方にも活用したいと考えておりますし、今の歴史を巡るツアーもですが町内事業社のアイデアをどんどん出していただいて商品化に向けて、実施に向けてやっていきたいというふうに考えております。

そして香港ジオパークとの関連ですが、香港との連携を図るため推進協議会が香港の方に出かけていろんな協議をしております。今後、境港、米子空港の方にも入ってくるということで、何とか形として隠岐の方にも出掛けていただくようなことを積極的に働きかけをしたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○12番（米澤壽重）

先ほどの「滞在型旅行商品の開発」につきましては、前向きな答弁がございましたが、一部再々質問をさせていただきます。

この新たなツアー商品の開発、これは基本的には行政ではなく観光協会が主体的に推進すべきだと考えております。今後は観光協会にこういった商品が直ぐ開発できるように、町としても強力に要請をしていただきたいというふうに思いますし、同時に先ほどの有人国境離島の件もございます。行政とも十分連携をしながら新たな商品開発に努めていただきたいと考えますので、その辺の考え方についてももう一度お聞きしたいと思います。

○番外（町長池田高世偉）

「企画商品を観光協会です」というご意見でございますが、現段階では旅行業の資格を観光協会職員が取得しておりませんので、隠岐に事業所のあるそういった観光商品を造成できる企業に対しましてツアー商品の造成の支援をしていきたいと考えております。

また、将来的には以前からずっとと言われておりますが、観光協会職員の旅行業取得に観光協会の方にも申し入れをし、進めていきたいというふうに考えております。

○12番（米澤壽重）

終わります。

○議長（高宮陽一）

以上で、米澤壽重 議員の一般質問を終わります。

ただ今から、10時55分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10時45分）

○議長（高宮陽一）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 10時55分)

一般質問を続けます。

次に、16番：安部和子 議員

○16番（安 部 和 子）

保育サービスの環境体制について、伺いたいします。

保育制度の基本である児童福祉法は昭和22年に制定され、平成9年、50年ぶりに大改正されました。「子どもは心身ともに健やかに生まれ育成されなければならない。」という基本理念のもとに、質の高い子育ての環境を目指しすべての保育所が、地域の人々の子育ての相談などにも応じ、保育を地域の問題として取組んでまいりました。

我が町におきましても、保育環境のサービスは年々拡充され地域に応じた保育へと努力を重ねてきたところでございます。

例えば、新年度予算に計上されております「ワイヤレスアンプ・マイク」は町立保育所において一保育所のみで、他の保育所は対象外となっております。始めに申しあげましたように、保育サービスの環境は平等であるべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

ただ今の、安部和子議員のご質問にお答えします。

「保育サービスの環境体制」についてでございますが、議員仰せのとおり、子どもたちの安心・安全で健やかに成長することを支援するためには、質の高い子育て環境の整備と保育など子育て支援サービスの提供が欠かせないものと考えております。

また、「保育サービスの環境は平等であるべき」とのご指摘でございますが、本町といたしましても、そのように考え、保育サービスを実施しているところでございます。

保育所の備品等の整備につきましては、各保育所から備品の予算要求がなされ、必要性や緊急等を判断し、新年度の予算に計上させていただいているところであります。

ご質問の「ワイヤレスアンプ・マイク」につきましては、一保育所のみ予算要求であり、他の保育所では園外行事に必要があれば、近隣の公民館等から借りているのが実情です。他の保育所での整備は、保育職場の意見を聞き、必要があれば予算を計上していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○16番（安 部 和 子）

そうなんです。必要なんです。

まさしくそのとおりでありまして、近くの公立施設から借りてきて使用している現状でございます。経費削減を図って使えるものは、お互いに回し合っ使用ということは必要なことだと思います。しかし、施設管理人もいない保育所で保育士がこのような作業に携わっています。行事の練習のとき等は本当に子どもも保育士も大変なのです。慣例となっているこのような状況は、卒業した方がいいことないか、見直していただきたいと思ひます。

ちなみに、全ての私立保育所は自前で完璧にまかなっております。いかがですか。

○番外（町長 池田 高世偉）

担当部署の長として、年数回ですが2、3回ではないです。大変多く所長と協議をする場もっております。その場で所長が要求しないのが遠慮なのか、そういった環境づくりができていないのかはちょっと不明ですが、最初に申しあげましたように、要求があつて必要があれば予算計上するという考えをしておりますので、今後とも担当部署長と所長との協議を深めて「必要とあれば」ということを申し添えて整備をしていきたいと考えております。

○16番（安部 和子）

私は各4つの保育所を回って調べました。そうしましたら、やはり近くの公立の施設から借り受けて使用しておられました。慣例となつてこういうものだと思つて、遠慮があるかないかは分かりませんが、「これはこういうものなんだ」と思つておられるこのことを、やはり見直していくべきではないかということをお伺ひしているのです。

○番外（町長 池田 高世偉）

先ほども申しあげましたが、メリハリのある行革という、今までは必要でした経費節減、これからも「第3次行財政改革」で必要ですが、やはりこの10年間職員にはある程度予算要求について抑える部分がたくさんあつたと思つております。たくさん財源があるわけではないですが、やはりそこは先ほど申しあげたメリハリのあること、職員の意識改革という点で本当に必要であれば従来の体制が必ずしも良いとは考えておりませんので、そういった職員との話し合ひを担当部署の長ともう少し話ができるような形でやっていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○16番（安部 和子）

一番大切なことは、お預かりした子どもさんの安全を確保することだと考えております。もし、一刻も早く避難をしなければならぬような事態が起きた時、園内外の放送が完璧に行き渡らないようなことがあつては絶対にならないと思ふのです。ワイヤレスアンプ・マイク1台、23万3,000円でございます。5台まとめて購入すれば安くなるかも知れません。どの保育園に

も同じ設備を整えるべきと思いますが、いかがですか。

○番外（町長 池田 高世偉）

考え方といたしまして、私個人的にも安部和子議員が仰せのことは十分理解できますし、必要であれば整備していくのは、やはり本当に必要なものであれば職員自らもう少し声を出していただきたい。そして、そういったことが今後の企画能力にもつながるふうにも考えますので、できるだけ、こっちから整備してやるぞではなく、どうしても子どもを健全育成するためには必要だという声を職員に言ってもらいたいという言葉も添えまして、今後検討というか前向きに実施していきたいと思います。

○16番（安部 和子）

職員の意識改革ということを同僚議員が言われましたですが、やはりこういうところにも反映していただきたいと思います。

町長の「施政方針」にありましたように、子どもは町の宝であります。子育てに働きやすい環境づくりを推進していくのも行政の大きな役目だと思っております。補正予算がたとえ専決であっても、どこからも異論はでないと思います。その点をよろしくお考えいただきまして、私の質問は終わります。

○議長（高宮 陽一）

以上で、安部和子 議員の一般質問を終わります。

次に、1番：西尾幸太郎 議員

○1番（西尾 幸太郎）

12月は体調不良のため欠席して申し訳ありませんでした。体調は万全になりましたので、遠慮なく池田新町長に質問をぶつけていきたいと思っております。

通告どおり分割で、まずは、ふるさと納税について質問いたします。

昨年6月定例会において、ふるさと納税に関する要望書が議会に提出され「全会一致」での採択となりました。要望の内容は、地元事業者との連携をさらに強化し、謝礼品の魅力化などに取組むこと。2、隠岐の島町ふるさと寄付金事務取扱要領の第2条を見直し、謝礼品の寄付金に対する返礼率の引き上げ、謝礼品の充実を図るとともに、地域産業の振興・育成に制度を積極的に活用すること。3、ふるさと納税の情報サイトを活用し、寄付者の方々が寄付しやすい環境づくりを早急に進めること。以上の3点であります。

議会において、「全会一致」で採択されたこの要望書について、今後どのように取り扱うつもりか町長の考えを伺います。

また、本年2月17日の全員協議会で示された平成29年度当初予算案概要の積立金現在高のページにおいて、ふるさと応援基金の平成29年度末残高の予定が8,000万円となっており、ふるさと応援基金が有効に活用されるのか疑問を持たざるを得ません。平成28年3月議会でふるさと応援基金の使い道に関して私が質問した際に、前町長は「本町の特異な分野に支援できるよう考える。」と答弁されました。

この一年間の間に、ふるさと応援基金の使途についてどのような議論がされたのか、また新町長としてどのようにしていく考えなのか、併せてお伺いいたします。

○番外（池田高世偉）

ただ今の西尾幸太郎議員のご質問にお答えします。

一点目の「ふるさと納税」についてでございます。

最初に、「ふるさと納税に関して昨年6月に議会に提出された要望書における今後の取り扱い」についてであります。先ほどもありましたように謝礼品の魅力化、返礼率の引き上げ、ふるさと納税情報サイト活用の三点でございます。

まず、謝礼品の魅力化につきましては、所管の企画財政課を始め、農林水産課、観光課等との協議、検討を重ね、新たな特産品等更新し対応をしているところでございます。また、謝礼品を取り扱っていただける事業者、商店等広く公募してまいりたいと考えております。

二つ目の返礼率の引き上げにつきましては、謝礼品によって違ってきますが、上限を寄付額の概ね従前は1割でしたが、1割から3割に引き上げたところでございます。

三つ目の情報サイトの利用につきましては、この4月から対応できるよう調整させていただいております。

ふるさと納税のあり方については、最近、特に返礼品競争が過熱となっており、総務省も注意喚起をしております。返礼品の取りやめをする自治体もあると伺っております。何れにいたしましても、本町においては従来から申し上げておりますように、ふるさと納税の趣旨に沿って、良識ある判断のもと取組んでいるところでございまして、引き続き町特産品の有効活用を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、「ふるさと応援基金」についてですが、昨年6月議会で申し上げましたように、寄付金は「ふるさと隠岐の島応援基金条例」に定めておりまして、一旦基金に積み立て、それぞれの目的の事業に活用することとしております。議員仰せの8,000万円というのは新年度において寄付金が増となった場合、その年度末の残高見込みを計上しているところであります。寄付をいただいた翌年度以降の予算編成時において、隠岐の島町を応援してくださった方々の指定に

沿った事業、これは寄付をいただく方が指定をしまいらいますので、その意向に沿った事業への活用をしているところがございますので、ご理解をお願いいたします。

○1番（西尾 幸太郎）

まず、謝礼品の魅力化についてですが、私の質問としては地元事業者と連携を更に強化し、謝礼品の魅力化に取り組むことと要望書にありますので、地元の事業者との連携の部分も含めて答弁いただきたかったと思います。

今回、「事業者・商店と広く公募をしまいらいたい。」と答弁がございしますが、この要望書が「採択」されてから地元の事業者とどのような話し合いがされてきているのか。町長が分からなければ課長にお答えいただければと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

地元の皆さんを一堂に会してお願い、ご説明をしたことはございませんが、各地元業者に対しましては農林水産課を通じご意見を伺ったり、お願いをしたりして今回の商品魅力化アップに努めているところがございます。

○1番（西尾 幸太郎）

実は昨日の午後3時ぐらいですか、この要望書を提出された「隠岐スモールビジネス協議会」に問い合わせたところ、6月のこの要望書が「採択」された後に所管課の方から打ち合わせに関する申し出があったと聞きました。ただ、それに関しては所管課の方の都合によって、先方はドタキャンされたというふうに伺っております。昨日3時時点で、その打ち合わせに関しては再度の申し出は特になかったというふうに聞いております。

これに関しては、先ほど町長が平田議員の質問の答弁の中で、地域に赴いて足を使って誠意を持って対応するとか、これは施政方針の中にもありましたが、スピード感のある対応という部分に関していえば、あまり町長の主旨にそぐわない要望書に関する取扱いかと感じますが、その辺り町長、所感をお伺いします。

○番外（農林水産課長 佐々木 千明）

先ほどの話をお聞きしますと、多分私どもの担当課の方を指しておられるかと思っておりますので私の方から、町長に代わって答弁させていただきたいと思っております。

正直申しますと今のお話は、恥ずかしながら今現在詳しい内容を承知しておりません。終り次第、もし私どもの課であれば詳細について事情の方は確認させていただきたいと思っております。ただ、各事業者との説明、協議と申しますのは、我々の農林水産課としては頻繁に行っているところでありまして、例えば中核となります「あんき市」との間では月1回の話し合いの場が

もたれておりますので、その話し合いの中でこういった商品についても協議がなされている。こういった復命は毎月いただいており、私の方には上がってきておりますので、先ほどのスモールビジネス協議会との話については、少し時間をいただいて確認させていただきたいと思えます。

○1番（西尾幸太郎）

「あんき市」との話し合いはされているということで、このメンバーはスモールビジネス協議会の方にも含まれていることですので、その辺りをしっかり調べてどのような対応がされているのか、どのような話し合いがされているのかについてはしっかり把握していただきたいというふうにも思いますし、特定の地元業者との話ではないですが、例えば「ふるさと納税」の中で、今、牛肉等が人気があったりとかという部分もありますので、地元の隠岐のなかにはブランド牛に力を入れているようなところとか、島前も「隠岐牛」とか取り扱ったりしますし、そのような部分も検討とか地元事業者の方にヒヤリングとか相談とか必要だと思うのですが。私がヒヤリングした範囲でいうと、そういった相談は特に行政の方からは無いという残念な回答が出ておりますので、その辺りも幅広く意見を聞いていく必要があるのではないかといいうふうに思いますが、その辺りの町長のお考えをお伺いします。

○番外（町長池田高世偉）

先ほど申しあげましたように、公募の方は公募の方で、やはり広くわたるということになれば公募も一つの方法ですのでこれも実施しながら、また農林水産課担当部署と一緒にあって、できるだけ多くの情報を得る、先ほどもご指摘ありましたが「得る」また「協議」をしていくという姿勢で取組んでまいりたいと思えます。

○1番（西尾幸太郎）

町長に答弁いただきましたが、公募する前に地元事業者とやるべきこととか、できることがまだまだたくさんあると思えますので、そこの部分の対応については十分考えて対応していただきたいというふうに思えます。

続いて情報サイトの利用については、「この4月から対応できるように調整させていただいている。」と答弁いただきましたが、この辺りも情報サイトの利用について検討し、実施するまでに、私が以前「情報サイトの活用」について質問したのも1年前、スモールビジネス協議会の要望書が出てからも9か月経っております。自治体によっては制度とかこういう仕組みの変更に関しては年度内に必要とあれば対応している自治体もあるわけです。

なぜ、隠岐の島町が年度内にそういった変化や対応ができないのかなという部分については、

少々疑問に思うのですが、その辺りの町長お考えをお伺いしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ご指摘のように、新年度でなければならないということはありません。やはり必要なものは年度中途でも実施すべきと考えております。

今回、大変対応が遅れたことについては、お断りを申し上げなければならない。何れにしてもやるのであれば、早急に取り組むべきだったと思います。また、今回につきましては、新年度の新体制でという担当部署の思いもあったようでして、今後は先ほど言いましたように必要であれば年度内でも早急に対応するようやっていきたいと思っております。

○1番（西尾 幸太郎）

ふるさと納税に限らず、こういった“まち”のためになるような制度の活用に関してはスピード感をもって対応していただかないと、先ほど答弁の中にありましたけど、この「ふるさと納税制度」に関しては問題視する自治体も多く出てきておりますので、今後、制度の見直し等も政府の方で検討される可能性もあります。

我々、へき地とか離島とかはなかなか都市部に打って出ようと思っても、生産量の問題であるとか良い商品の企画ができないような、まだまだ未熟な部分が多い島にとってはこういった制度を活用することによってそういった力をつけていくとか、地場産業を盛り上げていくとかということを進めていかなければならないというふうに思いますし、その制度の見直しがされて使い勝手の悪いような制度にされると、そういったチャンスも失うことになるわけなので、是非、先ほども町長が“スピード感”と触れておられますので、その辺りは町長の指導力を發揮して対応していただきたいなと思っております。

次に、「ふるさと納税の趣旨に沿って良識ある判断のもと取組んでいる。引き続き、町特産品の有効活用を図りながら進めてまいりたい。」と答弁いただきましたが、この答弁を聞いて非常に残念だなと思えました。ふるさと納税のために町の特産品を有効活用するのではなくて、この“まち”のためにとか“地場産業”のために「ふるさと納税」をどう活用していくかというところ、意識を変えて対応していただかないといけないかというふうに思います。

ふるさと納税に関して、本町の地場産業に与える影響等について町長の認識を伺っておこうと思っております。お願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

先ほどの答弁に至らぬ点があったかと思っております。町特産品の有効活用を図るということは、町の魅力、活性化を図るという観点からその手法として町特産品を「ふるさと納税」で活用し

たいという趣旨でございますので、議員と考えは同じだというふうに考えております。

また地場産業につきましては、どの地域におきましても「ふるさと納税」を活用して地場産品の掘り起し、振興・開発、いろんな点で地域活性化に活かしておりますので、我々もできる限り積極的に地場産業の振興に向かったことも含めて「ふるさと納税」の活用を図っていきたい。

○1番（西尾 幸太郎）

ちょっと質問が飛んでしまったのですが、返礼率の1割から3割に引き上げたとありました。6月に出された要望書の方では、一応50%程度まで引き上げる要望がでております。50%が適正なのかどうかという部分に関しては捉える人によって意見が変わってくるとは思いますが、個人的には今問題となっている「過ぎた返礼品」とか「換金性の高い物」を贈ってはいけないという問題の部分に照らし合わせてみても50%という数字はそんなに行き過ぎた数字ではないと感じておりますが、3割にした考えの部分に関してお聞きしたいと思っております。

○番外（町長 池田 高世偉）

この返礼率の考え方については、個人個人の考えがあると思っております。50%が適正なのか、いやいや30%なのか、この点の議論ではないんですが我々が要望で50%とありながら3割にいたしましたのは、当初、町の「ふるさと納税」に対する趣旨を総務省の言ってきたもので我々は実施するという事で、皆さんのご理解を得て実施してきたなかでの改正でございますので、やはり提供者のお考え、ふるさと納税をされる方のお考えのなかで、全ての方が返礼を求めるものでもございませんし、現にお断りいただいて広報のみ送ってくださいという方もおられるわけですから、我々として協議するなかで当初の趣旨をもう一度考え、また皆さん方のご意見・ご希望があることについての協議をしたところで、3割ということに決定をさしていただいたという状況です。

○1番（西尾 幸太郎）

今の答弁聞きましても3割にした根拠というか、考えに関してはあまり理解はできませんでした。ふるさと納税の活用に関しては、場所によってはすごく効果を上げて何万件、何億円の寄付をいただいている自治体もあります。そういったところに関してみていくと、この「ふるさと納税」の仕組みに関して地場産業を盛り上げるために活用していくんだという一貫した意思があってこそ、そういうふうな結果がでてきているのかというふうに思います。

今回3割という数字を見る限りでは、この町における「ふるさと納税」をどこに、どういったふうに活用していきたいか、どこの部分に効果を出していきたいのかというところがちょっ

と曖昧なのか、きちんと定まっていないのかなというふうに感じましたが、その辺り町長はどうですか。

○番外（町長 池田 高世偉）

この「ふるさと納税」に関する趣旨、考え方は町として一貫性があり、変わったものだとは思っておりません。また、ご指摘の、なら50%に根拠があるかと言われても、その点も根拠はないです。我々は趣旨の中で3割を決定した、ただ、地場産業との活性化の関連について、ふるさと納税をするために地場産業を活性化するのかという点、考え方もそれは多少あるかと思えます。しかし我々はあくまでも「ふるさと納税」の趣旨に沿って返礼品を決定し、今後も推進してまいりたい。今後の動向・ご意見がある場合には検討する事項は多々あろうかと思っておりますが、現在は返礼率3割で向かっていきたいと思っております。

○1番（西尾 幸太郎）

先ほども触れた「ふるさと納税」をこの町のためにどう活用していくかという部分に関して、次の質問にも関わってくるのですが、私の質問の仕方も悪かったかなと。どうしても8,000万円という大きな数字の部分が注目されてしまって、その部分に関してご答弁いただいたのですが、主旨としては一年前に前町長に対して伺った「ふるさと応援基金」の使い道の部分に関してで、私と前町長とのやり取りを確認した上で出された答弁なのかなという部分についてはちょっと疑問に思えます。

ここに当時の「議会だより」持ってきておりますが、本町の寄付金の5つの使い道は指定できるようになっております。町長が必要と認める事業以外の4つの事業の中で独自色があるのは竹島領土権確立に資する事業だけであると、他の3つの事業に関しては、やはり町の独自性を出して、今クラウドファンディングといったものが流行っているといったらあれですが、資金調達のためにはそういった目的を明確にして資金を集めるというやり方が主流となってきています。

これに関しては1年前にも指摘したとおり、「ふるさと納税」においてもその使い道の部分を自治体独自の使用目的とか具体性のあるものを提示して、ふるさと納税の寄付金を何に使うかというところに賛同してもらって寄付をしていただくというふうなものにシフトしてきている。だからこそ、町としての独自性のある目的を示すべきではないかと指摘したところ、前町長は「独自性のあるものを考えていく」という答弁をいただいております。

ただ1年間を通して見ると、目的の部分の改善がまだされておらず、ご答弁いただいた中身に関して検討しているのか、いないのか分からない状況であります。その部分について再度、

町長に答弁求めたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

使途につきましては、お話がございましたように5点の使途をもって納税にご協力をいただいております。その中に各種事業が入ってくるわけですから、現段階で目的をもった納税の推進を行いますといった回答はできませんが、昨年の前町長の答弁を併せ、それは私が申し訳なかったですが再度検討ではなく、協議をさせていただきたい。今日この場で結論は出ませんが、少し時間をいただきたいと思いますと思っております。

○1番（西尾 幸太郎）

こういったことも1年前の一般質問の時、町長とのこういったやり取りがあって答弁が出た時点で、所管課がすぐに対応していればこのような認識違いな答弁は出てこないような気がします。

私の方が3年半ぐらい前に、初めて「ふるさと納税」の質問をしてから時間が経っているのですが、正直その改善とか対応とかに関しては歩みが遅いというのが率直的な感想であります。

今所管している担当課が、この「ふるさと納税」に関して担当する力が不足しているのならば、所管を変えるなり、例えば他の自治体でやっているような事業の委託をしたりというようなことも検討すべきではないかというふうに考えますが、その辺りの町長の考えをお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

担当部署についての能力云々は考えておりませんし、委託をする考えもまったくありません。今後足りない部分は、我々もう少し認識をもって再度協議したなかで進めていきたいと思っております。

○1番（西尾 幸太郎）

町長の指導力を期待しまして、「ふるさと納税」に関する質問はこれにて終りたいと思います。続きまして、クロトシン市との友好都市協定について質問いたします。

平成29年度施政方針の中でポーランド共和国クロトシン市との交流事業について、相撲交流のみならず、文化交流についても計画しているとあります。

町長が副町長時代、現地に赴いて調印式に参加されたこともありクロトシン市との友好都市協定に関わる事業については、ある意味町長肝いりの施策になるのではないかと期待しております。

日本政府におきましては、訪日外国人観光客の目標人数を平成32年度までに4,000万人、平

成 42 年までに 6,000 万人にまで拡大する方針も決められており、直近では東京オリンピックに向け、様々な国の施策や海外への情報発信・PR 活動の活発化が予測されます。

これら政府の施策とクロトシン市との友好都市協定関連の事業をうまく連携し、本町においても特にヨーロッパからの外国人観光客の誘致活動が求められるところでもあります。

そこで、クロトシン市との友好都市協定について今後の展望と町長の考えをお聞きします。

○番外（町長 池田 高世偉）

「クロトシン市との友好都市協定」についてでございますが、ポーランド共和国クロトシン市との交流事業につきましてはご理解いただいているとおり、昨年 6 月に友好都市協定を締結し、その後、相互訪問も実施されてきたところです。

昨年 8 月から県費によりポーランド出身の国際交流員が隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会に配置され、本町とクロトシン市との相互連絡の通訳・翻訳等を始め、英語・ポーランド語による世界各国への情報発信を受け持っていたいただいております。

一方、クロトシン市との友好都市協定につきましては、相互間交流は困難なことから訪問団を受け入れて交流を図る方針でした。

しかしながら、本年は、隠岐ユネスコ世界ジオパークが世界再認定審査を受ける年であり、世界基準として求められる要素に、ジオパーク後進地域への支援事業推進の課題があることから、ユネスコ世界ジオパークへの新規認定を目指すポーランド「キェルツェジオパーク」へノウハウを提供する目的で、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会から職員を派遣することを検討しております。

これに併せて、大変クロトシン市からは幾度も要請がありますが、その中の招へい要請が強い文化交流の一環として、日本文化の披露・指導を現地で行い、広くポーランドを始め、ヨーロッパの近隣諸国への積極的な情報発信を展開し、誘客へつなげるため、本町の町民参加による派遣事業を今年は実施する予定であります。

今後は、訪日外国人観光客の受入れ拡大も視野に入れ、情報発信と体制強化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○1番（西尾 幸太郎）

国際交流事業に関しては、多額な費用も掛かることからなかなか積極的になれないという部分に関しても非常に理解はできると思いますが、一方で東京オリンピックが近づいてきて各自治体が合宿地の誘致に関する報道も耳にします。残念に感じたのは、東北の自治体が、県内も 1 町ほどポーランドの方の合宿に手を挙げている自治体があると聞きます。

日本の国内で、ポーランドの自治体と友好都市協定を結んでいるのは本町だけと聞いておりますので、そういった部分のイニシアチブというか優位性を活用すれば、例えばオリンピック関係予算を使ったり、先ほども触れたように政府自体は外国人誘客拡大を目指しているので、そういったところの予算等もあるとは思いますが。そういったところをうまく活用して交流事業をやったりですね、ポーランドを調べたところ、オリンピックのメダルの獲得個数が一番大きいのが陸上競技、二番目がボクシング、三番目がレスリングとなっております。

本町においてはウルトラマラソンがあって、例えばポーランドのマラソン選手をウルトラマラソンに招致したりとかうまくやれば、オリンピック関連予算を使ってできるのではないかと思いますし、この町には、日本代表選手のレスリング指導ができるようなコーチの方もおられたりというふうにも聞いております。そういった関係を使えばもっともっと旬な、と言っはあれですが、オリンピック等に向けた有利な財源を活用してこういった事業もできるのではないかと感じておりますが、その辺りの町長の所感をお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

おっしゃるようにクロトシン市との友好都市提携ですが、ポーランドとの提携をしているのは確かに我が町だけです。ご意見真摯に受け止めたいと思っております。そこまでの考えが私になかったという点は反省していきたいと思えます。

ただ、今年度について民間の方を派遣するという事業を組ませていただいたのですが、もう少し我々が友好都市提携を結んだ以降、民間に移行できるような体制を取るべきだというふうに考えてますし、末永い友好都市としての提携をしていく上で、交流を図る上では、やはり自治体での部分は限度がありますし、再度、県の経済同友会を始め、我が町の民間、文化振興財団も含めて民間の方々についてクロトシンとの相撲以外の交流を図れるような体制づくり、移行できるような形をもう少し進めていかなければならないというふうに、今考えておりますのでご理解をお願いします。

○1番（西尾 幸太郎）

大変おくゆかしい隠岐の島町の人間としては、なかなか銭勘定はばかれの部分先方に言うのは憚れるところではありますが、こういった国際交流に関してはもちろん文化的な交流、人的な交流の部分も必要であろうかと思うのですが、本町としては、例えばこれまでも言ってきた経済交流の部分、向こうから観光客として来ていただく分もそうですし、本町の産品では何がポーランドで需要があるのかどうか、なければしょうがない話なんです。例えばこういった物を加工すればポーランドクロトシン市等々を通じてヨーロッパに販売拡大していけるという部

分を今後は考えていく必要があるのではないかと思いますし、そういったことをするにしても準備とか調査・研究という部分が必要になってくるとは思います。そういった経済交流の部分に関して、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

おっしゃるとおり、ポーランドクロトシン市が相撲以外の経済交流を大変望んでおります。こういった形で捉えていくべきか、まだまだ課題が多すぎて応えるべき詳細なものがございませんが、考え方は友好都市提携を結んで以来、まずは来ていただく方々に対しては精一杯の対応をさせていただきたい。そして、おっしゃるような形で提携の形が実となればよいというふうに考えてますので、それに向かっての話し合いは今後も進めていきたいと考えています。

○1番（西尾 幸太郎）

調印式の際には、駐ポーランド元大使も来られておりましたし、ポーランドの駐日大使も来られておりました。外務省の方もポーランドの方の部局があると思います。そういったところを積極的に相談したり、情報提供するなりして密な関係を結んで今後こういった交流をしていくべきなのか、どうあるべきなのかというところは相談して行って、人間関係というかそういった関係を構築していく必要があるのではないかとこのふうにも思います。

町長も先ほど、経済交流の方にもつなげていきたいという答弁もありましたので、その辺りの国の関係機関であるとか、クロトシン市そのものもそうなんです、そういった所との関係を今後更にどうしていく考えであるのかという部分に関してお聞きしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

経済交流につきましては、今回の派遣事業においても在ポーランド日本大使との会談、そして県知事、クロトシン市長さんと会談がありますから、その場で話し合いをもっていきたいと思っておりますし、そういった関係機関についてももう少し積極的に働きかけといたしますか、まだ協議を進めてまいります。経済同友会の前会長とも一緒にポーランドへ行きまして、ポーランドの企業と県の経済同友会での経済交流の協議が進んでおりますので、まだまだ結果は聞いておりませんが、そういった動向も見ながら必要な部分は協議をしていきたいというふうに考えております。

○1番（西尾 幸太郎）

こういった友好都市協定に関しては、5年、10年経っていくと意識して事業展開をしていかない限りは風化していったりとか、あれどうなったかというふうな形になることが多々見受けられますので、そういったことのないように、まだ鉄が熱いうちですのでそういったところを

積極的にやることを期待して私の質問を終わりたいと思います。

○議長（高宮陽一）

以上で、西尾幸太郎 議員の一般質問を終わります。

ただ今より、昼食休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 11時48分 ）

○議長（高宮陽一）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

引き続き、一般質問を行います。

次に、2番：池田賢治 議員

○2番（池田賢治）

それでは、通告いたしました二点について質問いたしたいと思います。

まず、第一点目の「雇用対策についての施政の考えは」についてですが、町長は昨年12月議会議定例会の所信表明において、「隠岐の島町の今後の厳しい財政状況を理解するなか、子や孫への時代を引き継ぐためにも10年先、20年先を見越した“まちづくり”をしなければならないと強く感じ、誰もが胸を張って『隠岐の島が好きだから』と言える町にするため、その進むべき道を定め、次世代へつなげる“まちづくり”の大胆な施策を実施したい。そして事業実施に当たっては、継続すべきもの、計画を見直すもの、大胆に将来のために実施すべきものを的確に判断し取組んでいく。」と表明されました。

新年度予算は、前年度当初予算155億9,000万円に対し、20億2,000万円13%増の176億1,000万円の予算計上となっております。

確かに積極的な予算編成ではありますが、その重点項目の財源内容を見ると児童福祉費の子育て支援対策では国・県の制度による補助金・交付金が財源充当され、総合戦略対策事業である隠岐航路・航空路旅客運賃助成事業では県支出金である地域社会維持推進交付金が財源、また、“まち”の景気対策である新庁舎整備事業・ペレット製造施設整備事業・防災無線デジタル化事業・畜産センター整備事業・ジオパーク整備事業等の経費においては、国庫支出金である地方創生交付金・離島活性化交付、これは県支出金が充当され、財源不足分は地方債と基金からの繰入金で全て充当されております。

厳しい財政状況のなかで国・県の補助金・交付金があればこそ、それぞれの事業が計画実施されることは十分理解できますが、地方創生の取組みは将来の持続的発展に向けたものでなけ

ればならないという認識のなかで、その根幹である雇用対策についての施政が明確にされていないように思われるが、町長の考えを伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の池田賢治議員のご質問にお答えします。

まず一点目の「雇用対策についての施政の考え」についてでございますが、雇用対策につきましては、地方創生の総合戦略におきましても「安定した雇用を創出する」とし、基本目標の第一番に掲げ、各種施策を展開していることは、議員ご承知のとおりでございます。

本定例会で審議いただきます新年度当初予算におきましても、雇用の拡充を目的とした「新規学卒者の地元就職を促進する補助金」を始め、産業人材の育成を目的とした研修事業など、雇用の受皿の充実を促進する積極的な事業提案をさせていただいているところでございます。

しかし、昨今の雇用環境を取り巻く状況は、数年前に比べ大きく変化してきております。大多数の業種において、慢性的な人手不足の状況となっておりますので、ハローワークや商工会、各事業所と連携をさらに深め、島内のみならず、UI ターン促進による島外からの人材確保も併せ取組んでまいらねばならないと考えております。

本町の地方創生の目指すところは「町民自らの意識の改革」により、持続的な繁栄につなげていくことだと認識しております。

町民の皆様からの自発的な事業提案や、また若い世代の起業意欲に対して町が後方支援をすることで、働く場を創出していけるような、そんな“まちづくり”を進めていくことが大切であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○2番（池田 賢治）

新年度予算の各全体の事業を見ると、それぞれこれが雇用対策につながっているということは理解できるわけですが、今、町長が言われた新規学卒者の地元就職を促進する補助金事業についても雇用対策とは言えども、28年度78名で6,500万円近くあったものが新年度においては73名の6,200万円ちょっとというふうに人数は減ってきていて、また420万、約6.4%補助金の額が減ってきているというような状況です。

定住奨学資金の貸付事業においては新年度8名増の27名、約1,590万円が予算計上されておりますが、雇用対策を考えるならばこの奨学資金貸与者の方々にも、例えば隠岐の島の町報の広報を毎回送付して、隠岐の島町は今地方創生のなかでこういうことを計画しているんだと、こういう事業をやりかけているんだと、そういうものが見えるような、それがまたUターンにもつながって地方創生の中での人口増にもつながるといふようなことを考えていかなければな

らないと思うわけですが、その辺の考えは町長どう考えておられますでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

まず、雇用の情報につきましては年3回全戸に「雇用の情報誌」を提供しております。また、成人式等の皆さんが集まる場において、定住対策としての雇用情報を、PRもしております。

先ほど議員ご意見の“雇用情報”について広報の送付、町の施策も奨学資金をいただいている方に送付すべきだというご提案でございます。これにつきましては、情報を提供することは大変良いことですので、少し検討して実施するよう考えてまいります。

○2番（池田 賢治）

そういうふうに、今までの流れや継続ということではなしに、やはり去年の4月に地方創生で「総合戦略」を立てたなかで、あらゆる面での認識というか意識の変換をしていかないと、なかなかこの5年間の中の「総合戦略」にマッチングしないのではないかというふうに思います。

この前の新聞の中に「国境148離島の振興支援」と大きな見出しで出ております。ご存知だと思いますが、有人国境離島148島が指定されたというふうに謳ってあります。この148島の有人国境離島の中で15地域71島は特定有人国境離島と位置付けたということです。当然隠岐の島町も入っているわけですが、この有人国境離島と位置付けた中に目標があるわけですが、私が最初に質問した離島航路の問題、空路の問題とか、そういうものの基本計画というものが謳ってあります。

ご存知だと思いますが、その中に特定有人国境離島地域というものがあって、その中の計画が7点ほど上がっております。航路とか空路とは別に、5項目に雇用機会の拡充等に関する事項というのが謳われています。私はこの雇用対策について施策が薄いのではないかということでこの質問をしたわけですが。昨年からずっと「地域創生」とか「総合戦略」の中で官・民一体となって頑張っていかななくてはならないという言葉は今まで何べんも聞いてきたわけですが、官・民一体というよりも今までは行政の方から民間に対して「こういうふうに進めたらどう。」というような話で進めてきたのではないかと思います。そうではなく、今一番大事なものは反対に切り替える時期ではないかと思うわけです。

例えば、この隠岐の島町の2月の臨時議会に経済六団体の方から「議員の定数条例の要望」が出ました。我々はそういう要望ではなしに、今まで議論した中で民間の活力を上げるためには民間からこういったような「要望書」が出て、行政の方にこういう事業がやりたいと。地方創生は何かということをもう一度、民間というか経済六団体の方に認識していただいて、民間

から行政に「地域活性化のためにこういう事業をやりたい。」というような発想転換の大きな時期が今ではないかと思うわけです。

これが、まさに次世代につなげる大きな“まちづくり”の、町長が言われる大胆な雇用対策と考えます。私は、「人は資源であり知恵は現場」にあると思います。ですから、この辺の雇用対策についてどう考えておられるのか、大胆な施策としてどういうことを考えておられるのか再度伺いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

先ほどの特定有人国境離島 15 地域 71 島については情報は得ておりますし、この施策を実施する中で人口が安定的に増える状態にすることを目標にするのが、この特定有人国境離島というふうに示唆されておりますし、そういった方向でもっていきたいと思っております。

議員仰せの民間にという部分、大胆な切り替えという部分でございますが、例えば過去 4 年間実施をしました、新規学卒者の就職を支援する補助事業についても 5 年間で 53 名の方々を雇用できているという実績もあります。もちろん、これを民間の方々が自らやっただけであればそれに越したことはないですが、まだまだ行政として支援しなければならない部分については責任を持って支援していくというふうにも考えております。

ただ、おっしゃるように本当に継続して、本当に形として表していくには民間の方々の要望といいますか熱意、やる気、これが一番だと思っておりますし、先ほどご説明いたしましたようにそういった提案に対しましては後方支援として町は積極的に支援していきたい。できればそういった地元の方々がどんどん出てきて要望が出て、事業が活発になればというふうに考えております。

○2番（池田 賢治）

答弁いただきましたが、先ほどの特定有人国境離島と位置付けられたなかで、大きな目標は移住なので、人口が安定的に増える状態にすることを目標に挙げております。特定有人国境離島を抱える都道府県に対しては、振興策を盛り込んだ 5 か年計画等を策定するよう努力目標を課したというふうに書かれております。

この基本目標である中に人口拡充の問題が出ているわけですし、策定するよう 5 年間の努力目標を掲げたということですが、雇用拡充について県の方にどういうふうな重点項目を掲げているのか教えていただきたいと思っております。

○番外（町長 池田 高世偉）

以前にもご説明しましたが、最終的にこの有人国境離島新法の計画については県と一緒にな

って計画を作るというご報告をしておりました。

現在、池田賢治議員がお示しされている特定有人国境離島と位置付けての施策・計画、これは3月5日の新聞でも報道されておりますが、3月4日に策定する基本方針を決めたという段階でして今のが概要です。それについて、もう少し国がきちんとしたものを決定した後に、県と一緒にここから振興計画を作るという段階で、今具体的にこれを県と一緒にやっておりますというものはございません。

○2番（池田賢治）

何れにしても、昨年4月から「地域創生」と併せて「総合戦略」がスタートしております。その中にもこういう項目が基本目標の中とか入っているわけです。そのための5年間のスパンという限られたなかで、当然その一貫として航路とか空路とかというものが出てきた。これは当然、基本目標に昨年から挙がっていたわけですが、今、町長が言われたように、この3月5日か6日ぐらいに報道があつて、これから県と一緒にやっていくということですが、雇用の策として「隠岐の島町がこういうことをやっていくから県も一緒にお願いします。」という計画を立てるべきではないかというふうに思うのです。案が県頼りの案になって、まだ町としての何を持っていくんだというものが無いわけでしょうか。

○番外（町長 池田高世偉）

ご質問の早々に県と一緒にやるまでに、町の目玉というか事業を決定しておくべきだと、構想ぐらいはあってもいいのではないかというご意見だと思います。

今回の有人国境離島の交付金の中で雇用機会の拡充という4つの柱の、これも交付率10分の5ですが雇用機会の拡充があります。これについては、民間事業者等による操業事業拡大、設備投資等の支援が最長5年やるということになっておりますので、今回の有人国境離島法については雇用機会の拡充について民間の方々と協議をし、県の方にも持っていきたいと思っております。

また、有人国境離島だけでなく総合戦略の中での雇用機会の拡大もありますから、町として今までのように、例えば県下でも目玉である新卒者に対する7万円の5年間の補助、これは我が町しかやっておりませんし大変大きな事業という評価も得ております。今後まだまだ町として、雇用の支援、起業者への支援が必要であればもう少し検討をし、新たな制度ができるようなことも研究していきたいと思っております。

○2番（池田賢治）

当然、そういうことも考えていかねばならないと思いますが、鳥取県か兵庫県か忘れたので

すが、隠岐の島町で言えば中町地区になりますが、そういう町の中で非常に商店街が衰退した、どうしても活性化せんといけんというなかで、地域の住民の方が株主になって皆が一緒になって商店街が栄えてきたというような実例もあります。強いて言えば従来のトップダウン的なものでなくボトムアップ的なことも考えて、今後地域の“まちづくり”とか、雇用対策をどうするのか、というような認識の転換をもっと早く地域の方たちと話をさせていただきたいということをお申し述べまして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、二点目の中学校の部活動に休養日を設けることへの対応は、について質問いたします。

文部科学省は、本年1月6日中学校での部活動について、指導に当たる教員の長時間労働を改善し、負担軽減を図るため休養日を適切に設けるよう促す通知を全国の教育委員会に通知したとの報道がありました。

全国の国公私立中を対象にスポーツ庁が昨年行った調査では、22.4%が部活動休養日を週1日も設けておらず、42.6%は土日に設けていないという調査結果が出ています。文科省の通知では、「行き過ぎた活動は、教員・生徒ともに、様々な無理や弊害を生む。」と指摘し、自校生徒の活動時間を把握して休養日を設定することを求めています。

また、文科省は本年度適切な練習時間や休養日の設定に関する指針を策定するほか、地域のスポーツ指導者らが部活動を指導・引率する「部活動指導員」を学校教育法施行規則に盛り込む規則改正も行う予定とのことでもあります。

これに関連して、教員の業務や部活動のあり方を見直す「学校の業務適正化に向けた取組みの三本柱」を発表し、業務改善の有識者らを教育現場に派遣することなどを盛り込み、教員の働き方改革を進める方針であるという内容のものであります。

中学校での部活動は、スポーツを通じて子どもたちが「礼儀・作法・挨拶・モラル・ルール・思いやりの心とたくましい体」を育み、将来のまちを支える“隠岐びと”として成長することができるように学校教育の一環であると考えますが、教育長はこの通知に対してどのように対応されるのか伺います。

○番外（教育長 村尾 秀信）

分割質問二点目の「中学校部活動に休養日を設けることへの対応」についてでございますが、学校の部活動は、教育課程外の活動ではありますが、学校教育活動の一環として行われている重要なものであると考えています。

町内の中学校においては、子どもの思いや保護者の願いに応じて、地域の協力や各種団体と

の連携などにより工夫された運営がなされておりますが、何よりも教員の熱意と大きな負担により支えられていることも認識しております。

昨年6月の文部科学省からの「学校現場における業務の適正化にむけて」の通知で、休養日の明確な設定等を通じて部活動の運営の適正化を推進するとされており、既に町内各中学校では、「毎週月曜日は休養日にする」、「土・日曜のどちらかは休養日にする」など、部活動の運営の適正化のための規定を設けて、生徒が部活動に拘束されすぎることがないように、教員に大きな負担を強いることがないようにされているところでございます。

今後の対応にあたりましては、新年度に国において創設が予定されている「部活動指導員」につきましても、教員の負担軽減という観点から、その活用を検討してまいりたいと考えております。

議員仰せのとおり、部活動はスポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感を育む重要な活動として教育的にも意義が高いものと考えておりますので、生徒の健全な成長を促しながら、教員の長時間勤務の改善も配慮しつつ、部活動の適正な運営が図れるよう各学校への支援、指導助言を強化してまいります。

○2番（池田賢治）

教育長に先に断りをしておきますが、1月6日付けの文科省の通達を、通達どおりに「やれ」ということではないですのでお断りをしておきたいと思っております。

答弁の中で言われました、「月曜日は休養日にする」、「土・日曜のどちらかは休養日にする」ということですが、昨年の6月に文科省から既にこういう通知が来ておられるということでしたが、これは昨年6月以降現在まで、教育長今回初めてですが、そういう通達に対して教育委員会の中では部活指導員の先生や校長先生と一緒に協力がなされてきたということでしょうか。その辺は分かりますでしょうか。

○番外（教育長村尾秀信）

運動部活動の適正化に向けての動きは、過去からなされております。例えば西郷中学校の教職員との話し合いのもとに「運動部規定」というものを27年4月1日から施行するという形で、「月曜日は完全下校日にする」「土・日の活動はどちらか一方のみにする」あるいは、「水曜日の放課後については生徒会活動を最優先する」、子どもの負担や職員の過重負担にならないようなことを学校体制で取組まれております。他の学校についても、4月当初に運動部活動の運営に対する規定を作って、今のような適正のあり方をそれぞれの学校で考えていただいて取組まれているところです。

○2番（池田賢治）

そうすると、今年の1月6日の新聞報道があった「新たな適正化に向けた通達」というのは、もう見ておられるわけでしょう。その文科省が言っている「学校の業務適正化に向けた取組みの三本柱」これはどういうものかお分かりですか。

○番外（教育長 村尾秀信）

この文科省からの通知を見ますと、例えば全国的には土・日の部活動を設けてない学校が42.6%あると、つまりここにはある学校において生徒の過重負担とか教職員の過度な頑張り、そういうことが想定されていて前にスポーツ庁が行った調査にもありました。

そういうことに基づいて、今回文部科学省が1月6日付けの通知により注意を発しているというふうに理解をしております。

○2番（池田賢治）

私が調べた資料の中では、二点目に「部活動の適正化に推進し、部活動指導にかかる教員の負担を大胆に減らしてまいります。」と、これは文科省が言っております。その中で「地域のスポーツ指導員等が部活動の指導や単独での引率を行えるよう、パブリックコメントを開始しますと、そして休日の部活動指導手当について休養日の設定等、部活動運営の適正化に向けた取組みと共に、教員負担の実態等を考慮した支給額の引上げを平成29年度予算案に反映しております。」と言うのが三つの柱の中に一つで、部活について謳ってあるわけです。

国は29年度の予算を、時間外を挙げていると、手当を挙げますから通達のとおりやってくれということなのかなと理解したわけなんです。

何れにしてもこの通達の中身を見ると、外部指導員をどうのこうのということもありますが、外部指導員でお願いすると教育長もご存知かと思いますが、生徒や保護者とのトラブルが発生しやすいということ、それによって教師が新たな問題を抱えるということになると思いますので、平成以前の通達のとときに各現場の人らと協議されたということですので、この1月6日に通達が来たなか、新年度で新たに学校、保護者の方と通達来たということで協議、話し合いをしていく必要があるのではないかというふうに思いますので、その辺の考えを対応としてお聞きしたいです。

○番外（教育長 村尾秀信）

文部科学省が、部活動の負担を大胆に軽減するというタスクフォースの提言で、細かくは四点ぐらいの提言があります。総合的に実態調査をしてスポーツ科学等の観点から、練習時間や練習日を適切に設定しなさいということと、それから運動部活動に関する総合的なガイドライ

ンを作成すると、これは多分スポーツ庁の所管ではないかと思いますが。

一方、学校に対しては中体連等の大会規定をもう一度そういう観点から見直してくれと、それから先ほども説明申し上げました部活動指導員、これはまだ仮称になっておりますが、この制度化とか位置を促進していくというような四点を通知しておりますので、そういったものの具体的な案が示されたら、折をみつけて学校現場と連携取りながら考えていきたいというふうに考えております。

○2番（池田賢治）

いろいろスポーツ庁もアンケートを取った調査の結果が、こういうパーセントの数字になっていると思いますので、それはそれで置いて、隠岐の島町の教育の一環としての部活動でありますので、いろいろ問題はあると思いますが教育長、今言われたように保護者や生徒と一緒に話し合いをしたなかで、どうするかを決めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

○議長（高宮陽一）

以上で、池田賢治 議員の一般質問を終わります。

次に、4番：石橋雄一 議員

○4番（石橋雄一）

私も今回が初めて、この場に立つわけでありましてかなり緊張しておりますが、よろしくお願ひします。

それでは、早速ですが質問に移らせていただきます。有人国境離島新法がいよいよ4月に施行されますが、現在までの町としての取組みの経過及び進捗状況を伺いたしたいと思います。

先日、観光課の方からこういった資料が回ってまいりました。かなりの部分まで進行しているなど交通費については思いますが、全体の経過、進捗状況について町長に伺いたしたいと思います。

二点目といたしまして、町長は12月議会定例会の所信表明におきまして、地方創生が叫ばれるなか、総合戦略の取組み、有人国境離島新法の施行などわずかではございますが、追い風の吹くなか云々の発言をなさっておられますが、私自身の認識で言えば総合戦略はもちろんのこと、この度の有人国境離島新法というのは、現安倍政権でなければ成し得なかった大変な法律ではないかと認識しております。

人の移動に対する助成、物資の移動に対する助成、雇用機会の拡充、滞在型観光の促進に対する支援などの必要な財政上の措置などを講ずるものとするという内容に向けて、これから毎

年予算拡充などの折衝が行われていくものと思いますが、折衝に向けての町長の心構えが今後の折衝に随分と影響していくものと考えますが、町長のこの法律に対する認識をお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の石橋雄一議員のご質問にお答えいたします。

一点目の「有人国境離島新法の進捗状況と今後」についてでございますが、この法律は、昨年4月20日に参議院本会議において可決・成立、同月27日公示、平成29年4月1日から施行されるものでございます。

まず、進捗状況でございますが、法律が公示された以降、国と関係都道県は数回にわたり協議されてきております。昨年10月には所管する内閣官房海洋政策本部事務局による現地調査も行われ、隠岐4町村、県が合同会議を開催し対応してまいりました。そのような中で、国において概算要求が始まり、予算案が出されたところではございますが、国の策定する計画の基本方針は先ほども申し上げましたが、3月4日出されたばかりという状況でございます。

この法律に対する認識ということでございますが、本町は、従来から島の活性化を図るためには、運賃低廉化が重要であると申し上げてまいりました、離島振興法においてもその記述がなされてきたところですが、実質予算が確保されなかった状況でありました。

この度の有人国境離島新法の施行によって、財源が確保され、国境離島の我が町においても、この法律の施行による取組みについては大きく期待をし、各種施策の展開を積極的に図っていかねばならないと考えております。

しかしながら、国境離島新法の重点項目の一つでもあります「航路・航空路運賃の低廉化」につきましては、その対象者が離島住民であります。一部準島民という扱いもございますが、今後やはり経済等考えますときに、交流人口の拡大を目指し地域の活性化を図る上では、全ての利用者を対象とすることが必要不可欠であると認識しておりますので、引き続き29年度、県と一緒に「全ての利用者対象」という点について強く働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○4番（石橋 雄一）

来年度予算が全国で50億円ということで、17の有人国境指定離島ですと割っていくと単純に非常に少ない金額になるわけなんです、予算折衝に向けて今後とも活発な活動、要望をお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

この法律の施行後ですが、交流人口が増え、産業の活性化などが起こることが予想されます。交通インフラの整備が地域の活性化の一丁目一番地であることは整備新幹線が証明しているということです。金沢周辺のこのところの活況は言うまでもなく、その他、新幹線誘致の動きというのは山陰にも及んでいます。国はこの隠岐の島他の国境についてこれからも大事に考え、助成を続けるという考えを示してきたわけで、そうなった時に問われてくるのは受け手側の我々、隠岐の島町全体ではないかと思えます。隠岐の島町ではこの法律を受け、何を始め、何をやっていくのか、今後の大きな論点になってこようかと思えます。

それを踏まえまして、総合戦略等々いろいろ聞きたいことがございますが、本日は喫緊の課題である観光に向けて伺いたいと思えます。

第2次観光振興計画が作られ10年を見据えた計画が上程されておりますが、足元では株式会社あいらんの解散など、隠岐の島町の観光を根底から揺るがせる大変な事態が発生していると思えます。

隠岐の島町の中核を担う宿泊施設の存続が危うくなっていることで、隠岐の島町の観光そのものが問われる事態になっていると思えます。問題はあいらんどだけの問題ではなく、隠岐の島町全体に及ぶことにその深刻さがあるのではないかと思えます。このままでは来年のウルトラマラソンの開催さえも危うくなる可能性があるということです。喫緊の課題解決と中長期展望併せて観光の特別対策会議の設置が必要と考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

二点目の「観光振興」についてでございますが、議員ご指摘のとおり、目まぐるしく変化する社会情勢を受け、本町の観光産業を取り巻く問題は多く、早急に解決しなければならない課題も山積となっていることは十分に承知しております。そこで、現状を把握し、課題を整理しながら、確実に前進していくための道しるべとして、この度、新年度から向こう10年を見越した「第2次隠岐の島町観光振興計画」を策定いたしました。

その計画目標を実現するために、どのように事業展開していくのかを議論し、目標に沿った年次計画を立て、これは数値目標も含めてです。関係団体や事業所が連携を図りながら事業実施してまいります。その上で、成果を分析し、評価検討を行い、反省点をもとに、次の目標に向かってチャレンジしていくように考えております。その中心となるのが計画書にも明記してあります「観光戦略推進会議」であります。

この会議は、観光関係団体を始め、町民の皆様の有識者にも参画いただき、厳しく、時には柔軟な発想でご意見をいただきたいと考えています。

議員ご指摘の「特別対策会議」にあたるのが、この「観光戦略推進会議」であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○4番（石橋雄一）

この「観光戦略推進会議」について少し伺いたいと思っております。

お話を伺っているなかでは、割とこの会議の中身が総花的そうぼなてきといいますが、全体に及ぶ話が多くなろうかと思うのですが、私が少し考えていたのは例えば「あいらんどの問題」について、専門的な解決策を探る、要するに参加するメンバーも会社経営の実績があるとか、決算書をきちんと読めるとか、戦略部門の経験があるとか、あるいは観光のコンサルタントであるとか、そういうプロの集団による会議を立ち上げることによって実質的に本当に解決できる会議を行うべきではないかというふうに思います。

ここに示されている観光戦略推進会議ですと、適当なところで止まってしまうのではないかという気がするのですが、もう少し絞り込みをきかせて本当に隠岐の観光はどうあるべきかと。滞在型観光が戦略会議の中でも言われているわけですが、そういったことを本当に考えていく会議、あるいはあいらんどの問題を実質的に解決できるような人材を揃えた会議でないと会議を開く意味がないじゃないかというふうに考えるわけですが、それについて町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長池田高世偉）

議員のご意見、ご指摘でございますが、観光戦略推進会議は観光振興すべてを捉え、町の観光振興の仕様を実施し検証していく会議でございます。議員のおっしゃっておられる特別対策会議というのは、観光振興というよりも一事業、一大きな課題についての討論・議論を正確に遂行していくための特別対策会議というふうに私は理解しております。

この観光戦略推進会議におきましても、当然、時には専門家の方々にお出かけいただきご意見を伺うこともありますし、今言った、今回あいらんどにつきましては最終的庁議でご提案しておりますが、今後もいろんな一課題、一問題で大きなことがあった場合には、そういった形の専門の方にきちんと戦略推進会議の中でお集まりいただいてご意見・ご指導をいただきたいとそのように考えております。

○4番（石橋雄一）

もう少し伺いたいと思っておりますが、現在の予定では会議は年何回行われて、会議の位置付けですがこれはどこに位置付けられますか、町ですか観光協会とかですか、お答え願います。

○番外（観光課長吉田隆）

事務的なこともありますので、私の方からお答えをさせていただきます。

先ほどの戦略推進会議ですが、年4回を計画しており15名ほどの委員で構成したいと考えております。

○番外（町長 池田 高世偉）

この観光戦略推進会議は、観光振興計画の中でもご説明いたしましたが推進体制の中で隠岐の島町において事務局が観光課になります。

○4番（石橋 雄一）

細かい話で、会議ですので決議事項が出てくると思うのですが、これはどういう経路を通過して実行に至りますか。観光課を経由して町議会に上程されて至るのか、その辺の話なんですかお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

この観光戦略推進会議において検証・検討、また評価、提言されたものは、町の事業につきましては町が受け止めて我々の中で協議し、予算の伴うものについては議会の中で議論をいただく、またその他の各観光関係者、観光協会あるいは世界ジオパーク推進協議会の事業であれば、この推進会議から提言をぶつけると。話されたものを提案するという事で事業を評価した上でやっていきたいとそうように考えてます。

○4番（石橋 雄一）

まだまだ聞きたいことがあるのですが、細目に亘りますのでまた後日ということで止めたいと思います。終わります。

○議長（高宮 陽一）

以上で、石橋雄一 議員の一般質問を終わります。

ただ今から、14時40分まで休憩とします。

（ 本会議休憩宣告 14時30分 ）

○議長（高宮 陽一）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 14時40分 ）

引き続き、一般質問を続けます。

次に、7番：齋藤幸廣 議員

○7番（齋藤 幸廣）

それでは、通告にしたがいまして質問に入ります。

これまでも複数の議員が触れられた問題とも関連しますが、今本町を含め地方は人口減少、超高齢化、経済の停滞など厳しい状況におかれています。その対策として本町においては国の支援を受け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し4つの基本目標を定めました。

その第一番目に隠岐の島町における安定した雇用を確保すると掲げ、具体的施策の中に農林水産業の活性化が謳われています。二番目が隠岐の島町への新しい人の流れをつくるとなっています。今基本目標の実現に向け町と住民が協働で取り組んでいるところでございます。

新しい人の流れをつくる上で、航路・航空路の運賃の低廉化と宿泊施設の整備・充実は重要な課題です。しかし、町の宿泊施設を管理してきた株式会社あいらんどは経営が破綻し、その処理をどうするか数年先送りしてきました。

昨年12月に続いて2月17日の全員協議会で、株式会社あいらんどは平成30年3月31日に解散するという方針が示されました。

私は27年6月の議会で解散・清算すべしと主張しましたが、あれから3年の月日を要することになりました。「国は26年に第三セクター等の経営健全化の推進等について」とそれに基づく指針を策定し、地方公共団体に適切に対処するよう求めていました。何故この時できなかったのか残念でなりません。執行部の責任でもあるが議会の責任もなしとはいえません。

そして宿泊施設については改めて指定管理者を募集するという方針も示されました。指定管理者となった会社は収支のバランスを図り、利益を追い求めます。売上げ原価の3割前後をしめる食材費の削減は避けられません。食材は安い島外から仕入れることになり、島内産品は使われないという状況になります。共立メンテナンスに業務を委託した時のMIYABIの例を見ても明らかです。

その後、宿泊施設では納入業者、農林漁業者の協力で島内産品利用量は増えてきてはいますが、島内産品の利用については何年も前から取り組んでいますが十分とはいえません。

隠岐を訪れる観光客などが期待しているのは宿で出される、美味しい食事、とりわけ新鮮な魚介類、農産物などが食べられるということです。町長の言われる「訪れてよかった」と思う大きな要因になるのです。おもてなしの接客マナーの向上と相まってリピーターの増加につながっていくのです。

さらに町長は施政方針等で「隠岐に住んでよかった」を実現するために、農林水産業の振興によって経済の活性化と雇用の創出をつなげていくことが大切であるとし、町が有する地域資源を効果的に活用し云々と言われています。公募による指定管理者ではこのような施策を実現することはできません。

三つの良かったを中心に据え、相乗的に施策を推進するために検討を重ねることが今求められています。解散まで1年、これを長いと見るか、短いと見るか、意識改革と覚悟のありようではないでしょうか。

そこで質問です。

まず始めに、株式会社あいらんの管理している宿泊施設の指定管理者の募集にあたっての基本方針の考え方は。

二番目に、島内の会社経営者、本土で会社経営の経験のあるUIターン者で構成する検討委員会を立ち上げ、宿泊施設管理のあり方を検討する必要があると考えるが町長の考えはいかがでしょうか。

三番目として、改めて島内の農林水産業者を含む事業者で構成する経営母体を立ち上げて宿泊施設を管理すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、齋藤幸廣議員の「株式会社あいらんの解散後の町の方針について」のご質問にお答えいたします。

まず、株式会社あいらんの管理している宿泊施設の指定管理者の募集にあたっての基本方針の考え方についてであります。本町が進めなければならない観光振興策において、宿泊キャパシティの確保は極めて重要な課題であり、そのためには、現有施設を有効に使っていくことは言うまでもありません。第三セクター株式会社あいらんの解散が決定となれば、新指定管理者による管理をお願いすべく、公募をかけてまいります。その際、まだ決定ではございませんが、今までのように島内の現有宿泊施設を一括管理で公募するのではなく、個別に公募をかけたいと考えています。当然、施設運営を行う業者は合理的な経営を目指すため、効率化を図る最適な方法を考えるものと思われまます。

また、当該宿泊施設は、立地条件と施設規模から、極めて収益の上がりにくい施設だと判断しておりますが、本町における観光振興と地域活性化や雇用対策の観点から、これまでの施設運営の状況を十分に分析し、適切な指定管理料の積算も必要になってくると考えています。

次に、島内会社経営者や本土の会社経営経験者で構成する検討委員会の立ち上げについてでございますが、将来的には本町が所有すべき施設のあり方は議論をしていく必要があるかと思っておりますが、現在は、新指定管理者による施設運営にお任せしたいと考えておりますので、検討委員会の立ち上げについては現在その考えはございません。

最後に、島内の農林水産業者を含む事業者による経営母体の立ち上げによる施設管理につい

てであります。町が出資をして第3セクター方式の会社を設立することは、現状や他の自治体の例からも極めて困難であると判断するものでありますので、現在、そのような考えはございませんので、ご理解をお願いいたします。

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

先にも述べましたように、全国の市町村が地方創生法を受け本町では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で4つの目標を掲げ“まちづくり”に取り組んでいます。今日の一般質問でも複数の議員によって取り上げられましたが、重要なことはこれまでのやり方の踏襲では事業の効果は望めないということです。

本庁内の各部局の連携と、それに基づく政策連携、広域的連携、それに加えて町だけでなく地域の民間事業者、また住民との協働が求められていることは明らかです。まず、職員の意識の改革が第一番目に取り組む課題です。議会もそうですし、今いろいろな試みがなされております。町においても議会においてもです。しかしまだ目立った成果は出ておりません。加えて、事業者、町民にも積極的に物を申す意識を持ってもらわなければなりません。これについても同僚議員が触れておりました。

このいろいろな情報、テレビ、新聞、ソーシャルメディア等によると、今まさに転換点にきていると感じております。町長は施政方針の中で、「株式会社あいらんどの処理に触れ新しい運営方針に沿った観光宿泊施設運営に取り組んでまいります。」と述べられております。この新しい運営方針とは、どういうものであったでしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

株式会社あいらんどの施設に関しまして「施政方針」で申し上げましたのは、まずご提案いたしておりますあいらんどという第3セクターを解散する。そして、現在島内で指定管理を出しております五箇・都万・布施の3地区すべて一括で出しておりますが、プラス宿泊施設、加え運動場・テニスコート、利益を上げるのが難しい施設も含めて指定管理としてお受けいただいております。これらをまだ正式に決定しておりませんが考え方といたしまして、各施設を個別に公募してそれぞれをきちんと管理していただく。また、これに加えて今まで先ほど来ずっと合併の節減のことを申し上げてきましたが、指定管理施設について今のあいらんどですが、本当に適切な管理料であったかという点については反省すべきところがあります。やはり、お金が無いということでこの指定管理料でやりましょう、というような形で進めた部分もありますので、今回公募をする際につきましては、改めましてこれまでの施設運営の状況、プラス、マイナスの施設がありますが、これらを再度見直し、積算をした適切な指定管理料をもって管理を

していただきたい。これが株式会社あいらんの現有を持っている町の観光施設の管理に対する私の考え方であります。

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

今、町長は「施政方針」で述べた新しい運営方針について説明されたのですが、個々に指定管理を募集するとかというようなことは、枝葉末節なことではないですか。町民があの施政方針の文章を読んだ時にどう感じたのかを考えられたことがありますか。私も「新しい方針で」という言葉を見た時には、町長も考え方が変わってきたんだと感じました。町民が読んだらそういうふうに感じると思うのですが、町長の所見を伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

株式会社あいらんの施設管理につきましては、解散も含めて議会の方にご提案申し上げました。そのときに今までのやり方では、到底これ以上の運営はできないということで新しい方針として先ほどご説明いたしました株式会社あいらんど施設、現有施設に対する指定管理のあり方について「新しい」という表現を使ってご説明いたしました。今までの気持ちと変わりありません。

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

私は町民の方がこれを見たら、町長の考えも本当にこれから抜本的なやり方でやっていくんだなというふうに感じたと思うんですが、町長はその考え方について、町民がそう感じたのではないかというようなことを考えたことはございませんか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

町民の皆様には説明責任はございます。今回、株式会社あいらんどを解散して新たな管理者を求めるという点について、町民の皆様には「新しい」というふうに理解してもらえると感じております。

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

これ以上、この問題について議論することも有効な効果は出てこないと思いますので、この件については終りたいと思います。

次に、二番目の問題ですが、本土で会社経営をされた経験のある方で隠岐にUIターンで帰られた方、来られた方おられますよね、私の周りにもそういう方が何名かおられますが、やはり会社経営のノウハウを学んでいくということが大切ではないかと思います。実際そういう経験者がおられるわけですから、それを有効にと言ったら失礼な言い方になるかも知れませんが、そういう人の意見をお聞きするということがこれから大変必要になってくると思います。

今まであいらんの経営者、本当に経営能力について疑問符を打たざるを得ないところもありましたので、そういう経験をもった方々の意見を伺うという姿勢は必要でないかと思います。意見を聞く場合でもたくさん集まってもらって意見を聞くというのではなく、緊張感をもってそしてスピード感をもってやるには少数精鋭で、5名ぐらいまでというそういう手法をとってやっていくことが大切であろうと思います。これは私の提案であります。そこでは事業継続は難しいという結論的には出るかも知れませんが、だけでも本当に困難ではあるけどもその困難を乗り越えていくということがこれから求められる。

困難だから身を引くということで、これまで、あいらんの解散についても以前から話が出ているのに来年の3月31日までということまで延びてきてしまったということを見ると、やはりスピード感をもって結論を出す、そのためにはそういう経験のある人を何名か呼び出して意見を聞くということは大切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

まず第一点、会社経営について株式会社あいらんの経営能力、今更反省しても始まりませんが反省すべき点は多々あったというふうに感じておりますので、今回のご提案をさせていただいております。

私は会社経営をされた方々の経験の話を聞かないと言っているわけではないのでして、ご提案のあった検討委員会という部分については、今はまず考えておりません。ただ、担当部署としてそういった方々のご意見、お力添えをいただくのは、その職員の努力と考えておりますし、まずはそういったお話、ご意見を伺うことを拒むものでもありませんし積極的にそういった対応をしていけばいいと思っております。

最終的に申し上げますと、新しい指定管理者との能力、話し合い、この点でしっかりと見極めていくことが大切だと思っております。その時に外部の方のご意見を聞くこともあろうかと思いますが、まず、新指定管理者に対して運営を任せたいとそのように考えております。

○7番（ 齋藤 幸廣 ）

何度も述べておりますが、今までのやり方を踏襲しては先に進めませんよ。同じように問題を先に延ばすということになってしまうということを最後に述べておきたいと思っております。

次に三番目の問題ですが、複数の議員が観光振興とか隠岐の“まち”の活性化のために今日も述べられました。三番目の株式会社という形にするか、どういう形にするかこの1年間で検討して行ってほしいと思うのですが、株式会社ということでもちょっと説明させていただきます。

株式会社は出資者を募って株式を発行するわけですが、この株式発行にあたって農林水産業

者、観光関連業者これは旅館とかホテル・商店・飲食店・レンタカー・レンタサイクル・遊漁船とかいろいろな観光関連の事業者が隠岐島内にもおられます。この方たちに出資をお願いする。ここでも意識改革ということが必要になってくるわけですが、お金を出すことによって責任が生じてくる、自分でやっていくという意識も生まれてくると思います。今までのような個人の株主を募ってという形の中で、何故それができなかったのかといたら、隠岐の島町が90%近い株式を所有し、個人株主が物を申しても通らないという状況なのですよね。もっと大々的に出資者を募っていく、先ほど例に挙げた観光関連の事業者だけでなく一般町民にも志を持った人は出資してくださるでしょう。

このあいらんの個人株主も300を超す方々が出資をしておられました。その方々に今一度、出資金額といいますか、株式の購入をもっと、ちょっと力を入れてもらえませんかという形で募っていけば相当な出資金が入ってくると思うのです。それによって、隠岐の島町の株式の保有を50%未満、あるいは30%未満でも結構です。そういうところに抑え込んだ上でこの会社を発足させるというふうなことに取組むことが、同僚議員も触れましたが“オール隠岐の島町”で問題を解決するということにつながってくるのではないのでしょうか。この私の考え方について、町長のご所見を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

議員お考えの農林水産業の振興、地域の活性化という観点については、お互い同じ思いをもっていると思っております。

この農林水産業者を含む事業者による経営母体の立ち上げ、私は公募をお願いするわけですから議員のお考えの方々がそういった株をつくって公募されることについては大賛成ですし、そういった方々が出てくるのをお待ちしておりますが、町がお声がけをして出資して第3セクター方式の会社を設立する考えはまったくございません。

長年、第3セクターという部分で皆様方にもご指導もいただき、ご迷惑をおかけしましたが更にこの上で、町が3セクをという考えはございませんし、民に任せられるものは民間の方々に。現に旧西郷町にはそういった業者もおられますので、公平を保つ意味からも民間の方々の立ち上げを期待するものでございます。

○7番（齋藤 幸廣）

そういう観光関連の業者の方々が指定管理者の公募に応じてくださることを期待するという内容でしたよね。しかし、そういう形での指定管理者が宿泊観光施設を運営した場合にはどうなるかということは最初にも触れたと思うのですが、どうしても収支のバランスを取るために

食材仕入費あるいは製品製造原価、材料費等この部分を削っていかないと経営は成り立たないということはこれまでの経験で明らかであります。

そうすると、隠岐島内で採れた島内産品を利用するということは非常に困難になるということは明らかであります。そういうことをしないように、指定管理者がそういう経営をしないようお願いしても実現できないということですから、町長が言われる農林水産業を含めた地域の産業の活性化は図れないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

観光業者が指定管理を受ければまた今までのとおりだと、そのような考えはまったく持っておりません。

また、ご懸念されているMIYABIの例も示されてお話されておりますが、地元産品を使っただけのような経営が一番望ましいというのはお互い一緒ですが、議員ご提案の島内農林水産業者を含む経営母体について、皆さんお声がけをして設置されて公募されればどうでしょうかということでした、町が介入して新たな出資して第3セクターというような形での設立は考えておりません。

○7番（齋藤 幸廣）

確かに民間の方々に、町が率先して株式を引き受けてくれということは言えないと言われましたけど、今そういうことを言っているのは次の段階には進めないというのが隠岐の島町の現実なのです。そこらのことは考え方の違いと言われればそこまでですので、これで終わります。

○議長（高宮 陽一）

以上で、齋藤幸廣 議員の一般質問を終わります。

次に、5番：前田芳樹 議員

○5番（前田 芳樹）

それでは、早速質問に入ります。

まず、一点目です「小・中学校教員のサービス残業はどのような状況か」、についてです。

ゆとり教育が叫ばれて久しく1学級当りの生徒数の減少、少子化による生徒数の減少で教員のサービス残業は減るはずでしたが、現状実態はどうなっているのでしょうか。

戦後のベビーブームで昭和40年代前半までの小・中学校は教員1人当りの生徒数が大変多く1学級45人前後にもなって、教員はテスト採点や教材準備などの持ち帰り残業も多く、生徒一人ひとりの個性を把握する余裕等はないほどに多忙を極めていたようでした。近年は生徒数の急激な減少で教員にもサービス残業のないゆとりが出るかと思いきや、どうもそうで

はないように小学校現場の教員の声が聞こえてきました。

確かに、昭和 60 年代からの小・中学校生徒は、進学のための知識の詰め込み教育を余儀なくされ、そして中学校では生徒数が少なくてチーム編成ができかねる等の影響からか、部活が半ば強制されて放課後だけではなく土曜・日曜日、そして夏休みも学校へ行きます。とかくこの中学校での部活が教員のサービス残業に結びついているかのような報道が目につきますが、部活動顧問教員の拘束はどの程度で、そして有償なのか無償なのか。それから小・中学校教員の負担軽減のための対応措置を講じているのか、教員のサービス残業を減らすためにどのような工夫をしているのか、など、現状実態はどうなっているのでしょうか。

また、国の学習指導要領で厳然と縛りがかかって自治体の自由裁量で公立小中学校に対する教育行政を左右できるものではないのに、生徒の個性をより把握しながら特色ある校風を形成しようと教員がすればするほど教員への負荷が高まり、サービス残業の増加につながりかねません。義務教育期間では学校間の学習平準化、横並びも求められるようです。

公序良俗に添った人間を育てる教育には時間の制限はないかのようです。持ち帰り残業は禁止されていると言いますが、俗に「学校の先生はサービス残業が多くて大変だ。」と聞きます。これら二律背反するなかで、全国的には精神を病んで休職を余儀なくされている教員も多いようです。本町では教員の精神衛生面でのフォローにどう対処しているのかお伺いします。

○番外（ 教育長 村 尾 秀 信 ）

ただ今の、前田芳樹議員のご質問にお答えします。

まず分割質問一点目の「小・中学校教員の残業状況」についてでございますが、教員の時間外勤務については週休日等の 2 時間以上の部活動については特殊勤務手当が支給されております。平日の時間外勤務については、教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき給与月額額の 4% の教職調整手当が支給されているところです。

しかしながら、議員ご指摘のとおり学校現場ではそれに見合う以上の長時間勤務があることも認識しております。

平成 27 年度に実施した調査によりますと、町内の小・中学校において月 100 時間以上の時間外勤務はありませんでしたが、131 人中の 41 人ですが 80 時間以上の時間外勤務をしておりました。

学校の部活動における教員の長時間勤務の改善については、先ほどの池田賢治議員のご質問にお答えしたとおりであります。

教育委員会といたしましても、平成 24 年度から「教職員に係る過重労働による健康障がい防

止のための総合対策実施要領」などを定め、これに基づき、時間外勤務の実態把握及びその縮減、学校医の面接指導等に努めているところです。

また、精神衛生面でのフォローにつきましては、スクールカウンセラーの学校訪問に併せ、相談ができる体制を整えております。

教育は“ひとづくり”です。「隠岐を愛する隠岐びと」を育むためにも、学校現場で献身的に努力を重ねている教員の熱意に応えるためにも小・中学校の子どもたちにとって、教員が魅力のある職業で「将来はこの町で先生になりたい」とそう思えるように、教員の負担軽減や業務の適正化に向けた取組みを進めてまいります。

○5番（前田芳樹）

少し簡単に再質問させていただきます。

1か月に100時間を超えないよう予算見合いで調整はしていませんか。41人が80時間以上の残業をしていたとおっしゃられましたが、その先があるのではないかと感じますが。答弁では「学校現場ではそれに見合う以上の長時間勤務があることも認識しております。」と言われましたが、ここら辺がサービス残業状態になっているだろうと思うのですが。1か月20日間勤務としても、1日4時間以上連続して絶えず続けていると、これは子育て中の女性教員は大変負担で過重労働状態に陥るかも知れませんね。

育児休暇中はいいにしても、その次の子育て段階がありますから、そこら辺のところでの毎日連続4時間状態は良くないはずであって、改善するとおっしゃっている部分もありますけど本当にここら辺が改善できますでしょうか。これについて、ちょっとお伺いしたい。

○番外（教育長村尾秀信）

ある新聞社が行った全国的な調査によりますと、小学校教員が大体1日12時間27分、中学校教員が12時間12分、全国の労働者の基準が10時間50分です。これを見ましても教員の長時間労働というのが指摘されているところです。

池田議員の質問とも関連しますが、文部省や国の働き方改革の一環の中で教職員の業務の適正化に向けて改善しようという動きが高まっておりますので、文部省からくる具体的な施策に向けて耳を凝らしながら本町でできる、例えば校長先生方に職員に「早く帰るように」声かけをしていただくとか、一人ひとりのつぶさな出勤時間、あるいは長時間勤務の実態を掴みつつ教育委員会としてできることを取組んでまいりたいというふうに考えております。

○5番（前田芳樹）

今の件は、教育委員会の存続意義を示すためにもこのサービス残業状態を軽減し解消してい

く努力をしていただかなくてははいけませんね。よろしくお願ひしたいと思いますが。

私が伺っているのは、サービス残業につながりかねない部活の顧問教員の現状実態はどうかと聞いているのであって、この理念とか、そういうのを聞いているのではない。現状の部活の顧問教員の実態はどうかということを簡潔に聞かせてくれませんか。

○番外（ 教育長 村 尾 秀 信 ）

質問の意図を十分に理解せずに答弁したことを申し訳なく思います。どうもすみませんでした。

運動部活動については、どこ学校でも4月から10月までの6か月間18時30分までに終るとか、冬場の時間は17時30分に終るとかそういうふうな工夫をしていただきながら、あるいは朝練習は行わないとか。また、部活の顧問も2人制にして、1人の教員がずっと就いている状況を避けて、1人は学級事務をしながら1人は部活を見るとか、あるいは外部指導者をお呼びして実技的な指導をお願いするだとかそういうふうな工夫を凝らして実施をしているところがございます。

○議長（ 高 宮 陽 一 ）

前田議員に申し上げますが、状況の報告を求めるような質問はしないでください。

○5番（ 前 田 芳 樹 ）

それでは次に進みます。

二点目です。都市型の公園整備についてです。

最低限の遊具と公衆トイレを備えた都市型公園を島内数箇所に設置してはどうかという点についてです。今の子どもたちは、もう海や山や川では遊ばないようです。子どもたちが空腹を満たすために海や山に入って遊んだのは遠い昔日の話しです。かといって子どもたちが地域ごとに集団で遊ぶ場所もないようです。

日当たりが良くても家の中に集まりこもってゲーム三昧とか、遊びの形態は都会と同様になっているようでもあります。夕陽が落ちるまで泥まみれになって遊ぶ場所もないようですので、地域の子どもたちが集団で遊ぶ場所を数箇所は整備してやる必要があるのではないのでしょうか。

子どもは昔のような捨てかつれで育つ時代ではなく、宝石を大事に、大事にするが如くに育てる時代のようなようです。

親も子どもの怪我が心配で目の届く範囲内で遊ぶことを願っているようです。数年前に港町のミニ公園に遊具を整備しましたが、親が注視をしながらいつも大勢の子どもたちが遊んでいます。もうこのような公園を整備して、子どもたちを家から外へ出してやる必要がある地域も

あるのだなと感じます。

島内全域を見渡してみますと、遊具の備わった遊び場のある地区もありますが、そうではない地区もあります。一例としては五箇の郡地区、幼児から小学生までの人数は増えたが遊び場がなく、荒れた耕作放棄地を地主から無償で借りて自前で整地して、そして簡素な使い古しの遊具を自分たちで搬入して簡易な公園を作っています。そこでは幼児から小学生まで多くの子どもたちが一緒になって連日遊んでいます。

その若い親達は、「まずは少しでもいいから町は早く本格的な安全な遊具を設置してほしい、子どもの遊び場・公園を整備してほしい。」と叫んでいます。歓喜しながら遊ぶ子どもたちの姿を見ていますと、町も都市型の公園整備を数箇所はしなければならない時代なんだなと感じました。

地域の中心地区でもありますがけれども、公衆トイレは近くにはありません。島内全域を見渡して公衆トイレの空白域にはその設置を徐々に進めるとしても、最低限の遊具を備えた都市型公園を公園がない地域には設置してはどうですか。町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

分割質問二点目、「都市型公園整備」についてでございますが、隠岐の島町内には、現在把握しているだけでも30箇所以上の公園・広場があります。

しかし、これらの公園の多くは整備から相当の年月が経過しており、危険防止のため遊具を使用禁止や撤去した状態にある個所もあり、また、トイレも快適な使用環境にないものもございます。

このような状況を踏まえ、町におきましては、既存の公園や広場について遊具やトイレ等の状態や施設全体の状況を確認した上で計画的に改修することとしており、新年度当初予算において那久漁村広場の施設改修を計上しております。

ご質問の「最低限の遊具を備えた都市型公園を公園の無い地域に整備してはどうか」についてでございますが、先ほども申しましたとおり、各地区にあります既存の公園・広場等を年次計画を立て改修していくこととしておりますことから、まずはこれらの施設を利用いただくことで、安心して子育てできる環境づくりの推進につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○5番（前田 芳樹）

一点だけ簡単に再質問いたします。

既存の30箇所の施設を計画的に改修していくのは結構なことだと思います。私が聞いている

のは公園のない地域には整備をしてはどうかと伺っているのであって、人口動態は絶えず変動するわけです。観光公園があった所に過去には子どもたちがいっぱいいたということなんでしょうけど、人の居住というのは移動しますから、利用性の低下した地区の公園整備よりも、今必要としている地区の人々の要望をくみ取っていく整備方針の方が良いのではないかと思います。その改善姿勢がちょっとピントが違うのではないかと感じますけれど。

この人口動態にあわせて公園の状況を改善するべきだと思うのですが、そこら辺をちょっとお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ご指摘の公園についてでございますが、旧町内におきましても休みになれば港町、かつぱ公園とたくさん子どもたちが遊んでおりますし、私が昨年就任して以来、保護者を代表する方々がお出かけをいただきまして要望もいただいております。

私が先ほど30箇所以上各地域にありますと申し上げましたが、これらは農村公園や緑地公園、広場、多目的広場等、町の設置したものでございまして、それ以外にも例えば西郷中学校の下にあります県道沿いの公園、また五箇村でいいますと田部谷団地等にもございます。我々が把握している以外にもございますし、議員のおっしゃるような人口動態を見ながら整備していく、おっしゃるとおりです。ただ、自分の家の近くにないといけないという形の整備はいかななものか、学校もあります、近くにある物を利用することも必要ですし、年々自分の近くにとおっしゃられる方々もおられます。

ただ、ご指摘いただいた公園整備は、先ほど申し上げましたが子育てのための要望が強い事項ですので、きちんと推進していかなければならないと感じてますし、まず各地区にあります物をきちんと整備して、優先順位もありますし、今言われた人口動態を見て、ここが先ではないかという部分についてはそういった対応した計画を進めていきたいというように考えております。

○5番（前田 芳樹）

次に進みます。三点目ですが、増大する海岸漂着ごみの対処についてです。

この課題について私はこれまでに3回一般質問してきましたが、そして対処方法を提案してきました。少ししか進展がありませんので再度質問いたします。

4項目設定しておりますが、その1つ目、漁港港湾管理区域だけはDランク建設業者への業務委託で対処するべきではないかということについてです。

年々粗大化し増大してきた西側海岸の漂着ごみ清掃を、もう建設業者への業務委託方式で対

処すべきではないか。機械を所有しているし、除雪作業のように経費率を下げ、海岸状況ごとに価格設定して区域配分を決める。新年度予算で1,900万円余りの県支出補助金で人の行かない見えない海岸をするわけですが、これではなく各漁港周辺の漁港港湾管理区域の普段いつも見えるところを掃除すべきではないでしょうか。町の資格審査で一番下だと思いますがDランクの小規模建設業者は見合った仕事がなく困ったと言っておりますが、小規模事業者には海岸清掃は打ってつけのように見えますけどこの点どうでしょうか。

それから2つ目、漁港港湾管理区域の管理者責任を遂行すべきではないかという点についてです。

管理区域の許認可通常管理は農林課で、漂着ごみ処理問題は環境課の管轄だと行政はおっしゃいますが、これは役所内部の都合であって海岸住民からすれば行政が一体的に管理責任を果たすべきだと見ます。過去にジオパーク関連の多額な県費で漁村集落からは見えない海岸線の漂着ごみを大手建設業者に委託して処理をしましたが、その場所は元のもくあみになっていません、早くもです。見えない場所よりもジオパークお客の目につく漁村集落前の漁港港湾管理区域こそ綺麗にしておくべきではないでしょうか。漁村集落の住民は30数年に亘って自分たちのこととして総出で清掃奉仕作業をしてきました。しかし、ここへきての人口減少と高齢化の中で漂着ごみの山を目の前にして、漁村集落住民達はこの漂着ごみの処理責任は自分たちだけにあるものではないと大きな疑念を抱いております。気づいてきたということかも知れませんね。

ほとんどが県支出補助金で費用が賄われておりますが、普段誰も行かない、見えない海岸を多額な費用をかけて掃除するよりも住民や来客の目に付く目の前の漁港港湾管理区域を優先してごみ処理すべきでないでしょうか。正直言ってこれまでの改善意欲はそんなに感じられませんでした。県との協議を進めて対処方法を改善して管理者責任を遂行して、そして責任を果たしていくべきではないでしょうか。

3つ目、なぜ塩の浜海岸だけが業者委託で、他は地区民とボランティアの奉仕作業なのかという点です。

地域間公平性が保たれていないのではないかと感じますが、塩の浜は漁村集落から離れて住民が居ないことと、代表的な海水浴場だから特別措置を取っているのは理解ができます。この海岸に約1千万円のパワーショベルを購入して、年間約160万円の業務委託料等を払って建設業者への委託で対処しているわけですが、一方、他の地区では地域住民の総出を基本にして町が招集したボランティアを投入して対処させているわけです。住民たちは悲鳴を上げているがほとんど対処措置費用も支弁されておられません。この差異はどういうことなのかということに

ついてお聞きしたいです。

4 つ目、半強制的に招集をかけられて集められているであろうボランティア方式はもう限界ではないでしょうか。

本土の大災害のボランティアに自主的に幾度も参加したという経験豊富なUターン者が最近申しますには、「隠岐の数箇所の海岸清掃ボランティアに参加したが、本土とは意識が大違いだった。純粋に奉仕精神の高い人も当然いらっしゃいますが、多くが意識が低かった。サンダル履きで来たり、自治会が提供する飲み物を要求したり、正午の時間が来れば大多数が直ぐに帰ってしまった。やり残しがたくさんあってもう少し手伝ってくださいと言ったら厭^{いや}な顔をされて無視をされた。唯一気持ちが良かったのは東側海岸での島根大学の学生たちだったと。半強制的に招集される状況ではもう駄目だと思います。本土ではそれぞれ自分で身なりを整え、飲み物を持って来て綺麗になるまでやろうとする。意識改革をしなければ、そしてまた人口減少傾向もありますから今後の対処は出来なくなるだろう。是非伝えてほしい。」とのことでした。

島での生活をするなかでは、土曜・日曜日には地域行事への出役が年中集中します。仕事の休みの日には家族サービスや趣味にゆっくりしたいと思うが招集をかけられて出役した人たちの気持ちは誰でも理解できるものであろうと思います。除雪作業のように範囲区分をして、建設業者に業務委託をするなど何らかの方法転換をしなければ、ゆとりのある住み良い島とは言えなくなってしまうのではないのでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

三点目の「増大する海岸漂着ごみの対処」についてでございますが、前田議員におかれましては、過去3回の定例会におきまして一般質問の場でご提案をいただいております、その都度、町の考え方や対応等をお答えしてきたところでございます。

議員ご承知のとおり、海岸漂着ごみ対策については、県の補助金を活用しながら、漁業集落の管理区域やそれ以外の海岸区域において年次的、計画的に取り組んできたところです。

ご提言の、「漁港・港湾管理区域の海岸清掃業務を業者委託で対処しては」についてであります。現在実施しております海岸漂着物等地域対策推進事業による海岸漂着ごみの管理区域における処分は、地区の方々や民間ボランティア等が行う、海岸清掃で回収された漂着ごみの収集・運搬・処分を対象としていることから、業者委託による清掃作業の事業実施は認められておりません。

また、町が管理する19箇所の管理区域の清掃を業者委託とすることは財政的に厳しいものがあり、他の清掃活動や環境整備との公平性から現時点では困難と考えております。

ただ、町といたしまして従来からのボランティア活動による海岸清掃を可能な範囲で継続していただきながら、新年度におきまして、通常の清掃活動で対応しきれない海岸ごみや藻場類等が漂着した場合に対処するための収集処分費を各管理課において計上し、重機の借り上げ等に活用いただくなど柔軟に対応していきたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

次に「管理区域の管理責任を遂行するべきでは」についてですが、平成26年9月議会でもお答えいたしましたとおり、町が管理する漁港・港湾の漂着ごみ清掃活動の責務を地域の方々に負っていただく考えは毛頭なく、行政の責任において対処すべきものと考えております。

しかしながら管理区域及びそれ以外の海岸区域すべての漂着ごみに対応することは、財政的にも非常に厳しいものがあり、地域の方々を始めとしたボランティア活動にお力添えをいただきながら対応せざるを得ないのが現状でございます。

議員ご指摘のとおり、高齢化や人口減少で地域力が脆弱化^{ぜいじやくか}し、管理区域の清掃活動が困難になっている地区があることも承知しており、その軽減策として先ほども申しましたが、新年度において収集処分費を計上したところでございますので、これを活用し負担軽減につなげていただければと考えるところです。

また、海岸漂着ごみは本来国の責務において対処すべきと考えておりますことから、処理にかかる財政支援や諸外国への発生源対策の取組みなど、今後も県と連携しながら要望活動を継続してまいりますのでご理解をお願いいたします。

次に、「なぜ塩の浜海岸だけが業者委託なのか」についてであります。この区域は漁港区域に指定されているものの、漁業集落から離れており地区の方々のボランティアによる清掃活動が行われない区域でございます。

海洋レジャーの拠点として利用されておりますが、範囲も広く風波の影響を受けやすい地形のため、県による漂着ごみ量のランク付けで10段階の9にランク付けされるなど漂着ごみの量も多く、業者委託としているところですのでご理解をお願いいたします。

最後に「半強制的に招集されるボランティア方式は限界ではないか」についてであります。海岸清掃ボランティアは広く参加を呼びかけているため、参加いただく方々にはお子さん連れの方も見られるなど多岐にわたることから、活動内容もそれぞれの都合に合わせたものとなることもいたしかたなく、むしろ参加いただいたことに感謝をいたしております。

「何らかの方向転換が必要では」とのご提言であります。現在行っているボランティア募集による参加者の多くは、趣旨に賛同され参加いただいた方々と理解しておりますことから、今後におきましても現行の方法により募集を呼びかけ、清掃活動を継続していきたいと考えて

おります。

しかしながら将来的には、高齢化や人口減少により、参加いただける方の確保が困難になることも予測されるため、状況を把握しながら参加募集の範囲拡大や新たな団体への要請などについて、地域の方々、町の関係各課、関係団体と連携し取組んでまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○5番（前田芳樹）

一点だけ簡単に再質問させてください。

今一度ぐらいは、今後経費率を下げた除雪作業パターンでも建設業委託方式いくらかかるのか具体的試算をしてみてはどうでしょうかね。

県による漂着ごみの量のランク付けは、塩の浜は10段階の9で漂着ごみの量も多いからとしますけど、西側海岸ではここよりもごみが多い集落の前の海岸は何箇所もあると思います。でするので県と協議をしながらこのランク付けを見直す必要があるのではないのでしょうか。その時に他の見えない海岸に大金を投ずるより見える海岸を綺麗にしておくための方法、そのための財源要請を県と協議してはどうでしょうかと思いますが、県との協議について少し考えを聞かせてください。

○番外（環境課長 藤川 芳 人）

若干具体的になりますので、私の方からお答えをいたします。

ごみの漂着量のランク付けについてでございますが、このランク付けが行われた時点が随分古い資料です。5年程度ですが、それも台風が通過した後の清掃が終わった後に行われた、ごみの漂着量の調査だったと聞いております。

このことにつきましては、ヒヤリング等の場で県もそういう過程でランク付けしたもんだからということで、再度行わなければいけないかなという問題意識は持っておられるようです。

今後県との協議の場がございましたら、その管理区域の清掃活動への財政支援の分も含めお願いは続けてまいりたいと思っております。

○5番（前田芳樹）

以上で、終わります。

○議長（高宮陽一）

以上で、前田芳樹 議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

3月13日には、定刻より「追加議案の提案等」を行い、引き続き「予算特別委員会」を開催いたします。

本日はこれにて散会します。

(散 会 宣 告 15時59分)

以 下 余 白